

第四章
綠
·
環境

第一節 公園・緑化施策

一 都立武蔵野中央公園が市民の手へ

破天荒な空間、と試みてみたい気がする。

三・二ヘクタールもある広場で、天に突き出ているのは数本の樹木だけ。あとはただの原っぱ。そこだけ切り取れば味も素っ気もない感じもするが、原っぱの周りにはスポーツ広場もテニスコートもある。バーベキュー広場もゲートボール場も遊具広場もある。そして全体を包むように植わる大小・長短約一万数千本の樹木。ひっくりかえして一〇・一ヘクタールの都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）が平成元（一九八九）年六月一日に開園した。

市道第五五号線に面した南側の入り口から入ると、原っぱの手前に「都立武蔵野中央公園の歴史」を記した一枚の小さなプレートがある。一一年四月、開園一〇周年を記念して市が設置した。

「武蔵野は月の入るべき山もなし／草より出でて草にこそ入れ（古歌）」

この地は、かつて小楢や櫟、野草が生い茂る宏大な武蔵野台地の一角であった」

と冒頭にある。（↓資料編）

戦争と切つても

台地の一角に人手が加わって農地となり、幾十年、幾百年を経て原っぱ公園になる。その長

切れない歴史の舞台

い歩みの大方は、前期までを記録した『武蔵野市百年史』（以下、『百年史』と略）に詳しい。

一部重複するが、原っぱがアジア・太平洋戦争を挟んで武蔵野市の歴史の中で特筆すべき舞台であったことには、改めて触れておきたい。

原っぱは、昭和一〇年代の前半まで、田畑を中心とした農地だった。農家が三軒あった。一三（一九三八）年四月、隣接する東側（今の緑町二丁目）に中島飛行機武蔵野製作所が進出してくる。陸軍向けの航空機エンジン製造工場である。海軍からも工場建設の要請が来る。軍の要請は拒めない。一六年一月、西側に鉄筋三階建て（一部四階）・六棟の工場を中心とした多摩製作所が出来た。二つの製作所は一八年に統合、武蔵製作所となり、多摩製作所は西工場と呼ばれるようになる。武蔵製作所は日本の航空機エンジンの約三割を生産する巨大軍需工場となるが、アジア・太平洋戦争の末期、米軍の戦略目標とされて九次の空爆を受け、壊滅状態となる。工場関係者だけで二一九人が犠牲となった。敗戦の二日後、社名を富士産業と変えた「中島」は武蔵製作所の再建を断念、西工場の跡には廃墟同然となった六棟の建物が残された。

昭和二四年、富士産業は旧西工場の土地・建物を、借金の代物弁済として国に物納した。

放置されたままだった工場が突然、昭和二七年になって脚光を浴びる。在日米軍から宿舍提供の要請を受けた国が、このビルに白羽の矢を立てたのである。官民挙げての米軍宿舍反対運動などはやはり『百年史』に詳しい。

荒れ放題だった工場は改修され、昭和二九年から四七年まで米軍宿舍、通称グリーンパークとして使用された。米軍が去った五年後、建物は解体されて、五二年二月、更地となる。そして原っぱへ。

もう一点、米軍宿舍が去った後の土地の所有権の流れにも簡単に触れておく。

西工場の跡地は宿舍のあったD地区（約七・六ヘクタール）と、米軍が駐車場などに使っていた宿舍の南・西側のA地区（二・四ヘクタール）に分かれていた。国有地だったA地区は管理を委託された市が昭和五一年六月、市民に開放した。一方のD地区はこれも詳しいことは『百年史』に譲るが、国と高層住宅建設を目指す財団法人の間で所有権をめぐる長い争いがあり、四四年七月、財団法人が勝訴する。しかし跡地の公園化を望む地元の意向をくんで東京都が一带を都市公園に指定したため、財団法人は住宅建設の用途が立たず、五一年三月、六九億円で土地を東京都に売却した。そして五二年に米軍宿舍が解体された後、やはり市が管理を委託され、五二年七月に一部を、翌五三年八月から全面的に公園として開放するようになった。

前に紹介した南口のプレートは、主に中島飛行機とのかかわりに触れながら、「こうしてこの地は、半世紀に亘る激動の時代を経て、緑が美しい畑地であった昔を偲ばせる『はらっぱ』に返った」と記している。

管理の委託を受け 話を、今期の始まる昭和五八（一九八三）年に戻す。同年、公園予定地をめぐる、二つの大**市が市民に開放** きな動きがあった。いずれも前期末までに決まっていたことだが、一つは米軍がボイラー室などに使っていた建物ほかの撤去問題。特に高さ五五メートルの大煙突の処理が焦点だったが、四月、全ての作業が完了した。（↓第五章第一節一）

もう一つは、クリンセンターの建設用地にあったスポーツ施設の移転問題が絡んでいる。市は、前記D地区の北側の一部を移転先に選んだ。地元を中心に反対運動も起こったが、ほぼ市案通り、前期のうちに決着がついた。

昭和五九年四月、多目的広場の整備が終わり、五月、スポーツ広場としてオープンした。（↓第五章第三節三）

昭和六一年一二月、国有財産関東地方審議会でA地区の東京都への払い下げが決まり、翌六二年三月、都が国から約四七億円で買い取る。この時点で、後に中央公園となる土地のほとんどが東京都の所有地となった。D地区と合わせ、都は土地代だけで約一六億円を投じたことになる。

土地の買収を待っていたように、公園の整備計画が動き出す。同じ月、建設省は当該地の都市計画公園事業を認可した。「原っぱ存続」を求めて、幾つもの住民組織が生まれ、市や市議会、東京都に働きかける。その一つで、「五六年一月から毎月第二、第四日曜日の午後…地域の親子、青年たちと『遊ぼう会』を開いてきた」武蔵野子ども白書づくりの会（代表・白石ケイ子）から、「私たちは都立武蔵野中央公園予定地を、原っぱのまま保存していただきたい」とする要望書が鈴木俊一都知事に出された。（↓資料編）

六月の市議会定例会では、やはり原っぱの存続を求める「都立武蔵野中央公園予定地に関する要望書」が全会一致で採択され、同月下旬、田中福一議長名で都知事に提出された。七月に入ると最終提言のまともに入っていた市緑化・環境市民委員会（委員長・城戸毅東大教授）が、「…植樹帯内部（注・原っぱ）の残余の部分は現状を保存し、当面は人為を加えないものとする」という見解をまとめ市長に提言した。（↓資料編）

こうした一連の動きを受ける形で、自身も原っぱ存続に強い意欲をもっていた土屋正忠市長から都知事に、「多目的広場及びスポーツ施設につきましては、できうる限り現状のまま保存していただくようお願いします」という要請文が出された。

市民・行政・議会の足並みがそろった。原っぱへの道は一気に加速する。地元選出の井口秀男都議も積極的に都の説得に当たった。新宿御苑に代表される景観型公園なども視野に入れて整備計画を検討していた都側も「原っぱ存続」



都立武蔵野中央公園で紙ヒコーキを飛ばす子どもたち

で結束した地元の意向を無視できなくなる。一月、都と市の担当者の話し合いで「原っぱ」の確認が交わされた。翌昭和六三年六月、都知事から諮問を受けていた都公園審議会が「原っぱを生かした整備計画」を答申して、最終的な決着がついた。八月、都は公園整備事業に着手、約五億円を投じて一〇か月後の開園にこぎ着ける。

愛称は「はらっぱ 平成元（一九八九）年六月一日、都立武蔵野中央公園開園。市内で三つ目の都立公園だが、前・むさしの」に からある小金井公園も井の頭公園も他の自治体にまたがっているのに対し、全域が市内にある

初の都立公園誕生である。

六月一〇、一日の二日間、ピカピカの公園で「祝・武蔵野中央公園フェスティバル」が開かれた。初日の式典で市が募集していた愛称名の発表があり、市立第二小学校一年生・高橋明日香の「はらっぱ・むさしの」に決まった。両日とも晴天に恵まれ、グリーンラリー、コンサート、凧揚げ大会、各種スポーツ大会などが原っぱをいっぱいに使って盛大に行われた。

何もない原っぱは、工夫次第で何にでも利用できる。もちろん広さも「武器」になる。

平成八年、社団法人日本歩け歩け協会（一二年、日本ウォーキング協会と改称）などが音頭を取って始まった東京国際スリーデーマーチは、一八年に会場が小金井市に移るまで、武蔵野中央公園がメイン会場となった。初回延べ一万四四〇〇人だった参加者は、一〇回目には延べ六万人を超えた。

紙ヒコーキや凧揚げの大会もしばしば開かれる。

中央公園が開園した翌平成二年四月、公園南口に沿った一帯に、二〇五平方メートルの小さな公園がひっそりと誕生した。中央公園の一部と思われるのだが、歴とした市立公園である。名称は「はらっぱむさしの」。六方石のモニュメントがあるだけだが、巨大な公園の入り口に陣取って「武蔵野市ここにあり」と自己主張しているようで面白い。用地は昭和三〇年代前半までであった国鉄武蔵野競技場線の跡地。昭和四二年に市が取得していた。南側の市道第五五号線を渡るとグリーンパーク緑道へ入っていく。

一一 増えた公園の緑

「公園が多いですね」と市外から視察に来る自治体関係者がよく口にする。まちを歩けば分かるように、大は都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）から小は「ポケット」と名の付く市立のミニ公園（四か所）平成一七年末現在、以下同）まで実にたくさんある。市立に限っても、その数一五四に及ぶ。

本格的な整備の始まった昭和四〇（一九六五）年代半ばにはすでに街の形が出来上がっていたせいもあって、所在地はてんでんばらばら、また商店街の一角に子どもプールのある公園があったり住宅街に大人の読書空間を思わせる公園があったりと、実に多種多様である。そして、面積の狭い自治体を象徴するように目立つ小さな公園。市立公園のうち、「都市公園」と分類する九七園の平均面積は一六八一・五五平方メートル、「それ以外」の五七園は四三二・二二平方メートルしかない。

農地のみどり減少分 今期ぐんと増えた市立公園の一覧表は、「資料編」に載せた。市立公園の増え方を数量的に九割方公園がカバー とらえると、「都市公園」は四八か所・七万六〇七二平方メートル、「それ以外」は三五か所・一万三三六六平方メートルで、合計八三か所・八万九四三八平方メートル。これに平成元（一九八九）年開園の都立武蔵野中央公園（一〇万〇八九八平方メートル）を加えると、一九万〇三三六平方メートルになる。

「みどり」の関連でいうと、同じ時期に減った農地二万四一〇七平方メートルの約八九パーセントを公園がカバーしたことになる。

前期までと比べてみる。リニューアルなどもあつて厳密な比較は難しいが、昭和五七（一九八二）年までに出来た「都市公園」は四九か所、「その他」が二二か所。「都市公園」の第一号とされる八幡町公園（同町四丁目）が開園した二五年から五七年までの三三年間に年平均二・一五か所、一か所平均一三八四・六二平方メートルになる。それに対して今期は年平均三・六五か所、一か所平均一〇七七・五七平方メートル。小さな公園がたくさん出来たことがよく分かる。

今期の公園づくりを手法で見ると、前期までと大きく変わったことが分かる。「街区公園」という分類がある。自宅からさつと行ける範囲の公園を指すが、新設公園はおおむねこの範疇はんちゆうに属する。従来は「児童公園」に分類され、三点セットといわれるブランコ、すべり台、砂場が備わっているのが特徴である。前期に計画され、今期に入って開園した公園の多くは、そうした公園だったが、期半ば辺りから親水公園と呼ばれる水と緑をメインにした公園や里山をイメージした公園が主流となる。同時に行政主導型から市民参加のワークショップ方式で計画を進める公園づくりが中心となった。市民参加はさらに進んで、計画だけでなく管理・運営にまで及ぶケースが出てきたのも、今期の特



せせらぎがジャブジャブ池に注ぐ
関前公園（平成6年4月開園）

徴に挙げていいだろう。

関前公園―デザ 多種多様に至る画期となった公園づ
イン募集第一号 くりが幾つかある。

平成六（一九九四）年四月、関前三丁目「関前公園」が誕生した。四二二・一五平方メートル。誕生といっても全くの「新生児」ではなく、用地は元々あったグリーンパーク遊歩道（二七年、グリーンパーク緑道と改称）の一部（二〇五〇・六六平方メートル）を利用して、周辺部を買い足した。

関前公園は「水を生かした親水型の、…生き物とふれあえる新しい公園」とする市の第二期「緑化・環境市民委員会」の提言（平成三年一二月）に沿っている。注目すべきは、従来の公園づくりは市の担当部局が専門家の指導を受けて設計・施工してきたのに対し、対象が市職員に限られたとはいえ、基本デザインを初めて募集したこと。応募二点の中の最優秀作品を基にデザインが決まった。

関前公園は、南北に伸びる遊歩道を中心に、東西に膨れ上がった形で、東側に一七五平方メートル・最大水深四〇センチのトンボ池を配した。開設時、メダカ、モツゴ、ヌカエビなどを放流した。ポンプアップされた井戸水が循環し、格好の自然観察池となった。年一回、夏休みに市民参加で掻^かい掘りが行われる。

南東部にしつらえられた高台から、水道水を源流とした高低差三・五メートル・長さ四五メートルのせせらぎが流



あずまやのある木の花小路公園

(平成10年4月開園)

れ、水は北東部のジャブジャブ池(二二八平方メートル)に注ぐ。池は夏の間、子どもの水遊びの場となる。「自然とふれあえる水と緑の公園」は、遊歩道を散策する人の憩いの場ともなっている。

木の花小路公園―

関前公園開園を機に、市の公園づくりは新しい方向に歩み出す。最大の特徴は市民参加

ワークシヨップの第一号 である。

平成一〇(一九九八)年四月、成蹊学園に近い住宅街の一隅に「木の花小路公園」(吉祥寺北町三丁目)が開園した。七〇六・八平方メートル。

隣接する民家が、敷地の一部を手離すことになった。紆余曲折があったが、「緑を生かした大人の公園に」という条件を市がのんだ。市の緑化環境事業にかかわりのあった梅田彰に話が持ち込まれる。「里山づくり」に一家言ある梅田は、周辺住民の声に耳を傾けることから作業を始めた。以降主流となる市民参加のワークシヨップ方式である。

現場は、イチヨウ、シラカシ、エノキなどの大木がうっそうと茂る「荒れ木立」だった。初めてのワークシヨップは試行錯誤を繰り返す。始めはホームレスが住みつかないか、暴走族のたまり場にならないか、といった不満・不安ばかりが出た。梅田は一つ一つ丹念に解きほぐす。話し合いの積み上げの中で、



2本の大木とはらっぱのある吉祥寺西公園
(平成15年4月開園)

「心安らぐ懐かしい自然、四季の変化を感じる小発見、生き物と出会える緑地」という形にまとまる。樹木は大方残した。

里山を縮小再現したような園内には五〇〇種以上の植物や生き物。ロックガーデン、あずまやを配し、人工のせせらぎはホタル池に流れ込む。ゲンジ螢の鑑賞会が夏の恒例行事になった。

同公園はまた、市民が公園管理にかかわる道も開いた。梅田は開園に合わせて公園を守り育てる目的でボランティアグループ「生きものばんざいクラブ」を組織、園内の清掃や草取り、草花の名札付け、ホタルやチョウの飼育を始めた。会報「せせらぎ通信」も発行する。(↓資料編)

同クラブは平成一三年四月、「みどりの日」自然環境功労者表彰で環境大臣賞を受賞、同八月には川口順子よこ環境相(当時)も視察に訪れた。

吉祥寺西公園―防災 吉祥寺本町三丁目の中道通りに面した一面に**を目的とした第一号**「吉祥寺西公園」がオープンしたのは、平成一五(二〇〇三)年四月だった。二一三八・五平方メートル。七年の阪神・淡路大震災を機に高まった防災意識を背景に、市内に初めて出来た防災公園である。

もともとは、外務省職員寮の跡地だったが、平成四年に市の土地開発公社が取得していた。どう利用するか。市では一年、近隣住民を対象

に跡地利用をめぐるアンケート調査を実施（回答三三二七通）、一二年には二一〇人が参加するフォーラム「樹の下で語ろう」を開催して住民の意向を探っている。出た結論が、公園化だった。翌二三年から、木の花小路公園と同様、公募市民によるワークショップを重ね、防災公園の骨格が固まっていた。

「二本の大木とはらっぱの広がり」をうたう同公園のシンボルは、中央部の東西にあるシラカシとコブシの木。そしてはらっぱを挟むように北側に地下式防火水槽、地下式耐震性貯水槽（ともに一〇〇トン）を設置、南側には救助・救出工具や可動式ポンプを収納する半地下式の防災倉庫を作った。防災用トイレもある。そして、照明は停電時を配慮してソーラー灯が四基。

同園は南町防災広場（平成一二年六月）、東町防災広場（一四年八月）、境南町防災広場（一六年五月）などとともに、市内の防災拠点を形成する。「安心して暮らせるようになった」と住民の評価は高い。

境山野緑地―雑木林 平成一七（二〇〇五）年四月、今期最後となる都市公園、「境山野緑地」（境四丁目）が開
づくりに二小の生徒も 園した。三五一九平方メートル。全域が一四年三月に閉鎖された「都立武蔵野青年の家」の跡地である。

青年の家閉鎖を知った地元住民の間から早速、跡地の保存運動が始まった。市も都に無償譲渡を申し入れるが、財政難を理由に都は応じない。イヌシデ、モミジ、コナラなどを残したままの公園化を望む住民は平成一四年六月、約一万七〇〇〇人の署名とともに、市議会に「跡地取得に関する請願」を行う。六月議会で請願が採択されると市は一二月、都市計画緑地として都市計画決定した。一五年、都は売却に応じた。

公園づくりに当たっては平成一六年七月から公募市民二二人によるワークショップを開き、既存の緑を出来るだけ

残り、隣接する独歩の森（境山野公園）と一体化した「武蔵野の雑木林をイメージした緑地」の整備でまとまる。

ワークショップに参加した日本女子大教授・田中雅文らは開園直後、ボランティア団体「武蔵野の森を育てる会」を立ち上げた。木の花小路公園のケースと重なる。約二〇人の会員は週二、三回、緑地保全に汗を流す。

同緑地で特筆すべきは、開園後の展開である。育てる会は建物のあった跡地に新たに雑木林を造る活動に取り組み。この活動に、森について学習していた第二小学校の五年生が参加した。平成一七年一二月に植林を行った。その後、小学生たちは苗木づくりにも精を出す。（↓資料編）

若木の植わった一角にはロープが張られ、こんな看板がかかっている―武蔵野市立第二小学校の子供たちと「育てる会」の人たちが苗木を植えました。大きくなるまで中へは入らずに見守ってあげて下さい。

同緑地は平成二〇年四月、借地だった独歩の森を市が取得（買収）したのを機に区域変更で一体となり、九一八八・六五平方メートルに拡大、これに伴って境山野公園は借地部分の三一四七・四二平方メートルに縮小された。

農業ふれあい公園―もう一か所、期を越えた平成一九（二〇〇七）年三月開園だが、今期に計画がスタートした**運営も市民団体が**「農業ふれあい公園」（関前五丁目）にも触れておく。四六五〇・九一平方メートル。もとは

「生産緑地」（農地）だったが市土地開発公社が取得、それを市が公園化のため買い取った。

公募市民と農業関係者三〇余人で平成一七年末、おなじみになったワークショップを立ち上げ、一三回の討議で基本方針を練り上げた。「ゆっくりつくる」「みんなでつかう」「いつも楽しい」をコンセプトに、「農の歴史と文化にふれた新たな緑の拠点として、市民が楽しみながら都市農業に対する理解を深める交流の場」に生まれ変わった。

南北に長い公園は中央部で二分され、入り口のある南側に地元の農家にあった江戸時代の長屋門を移築・復元（平

成二〇年）し、管理棟に充てた。前庭の井筒から流れ出すせせらぎは中庭東側にある小さな田んぼに流れ込む。たった三〇平方メートルほどとはいえ、市内に出現した初めての田んぼである。西側には果樹園を造った。

北側の約二〇〇〇平方メートルは四区画に仕切られた共同菜園だが、耕すのは…。

開園に合わせて、計画段階から公園づくりにかかわってきた齋藤瑞枝らの呼びかけで、市民団体「むさしの農業ふれあい村」が誕生、市から公園の管理・運営を任された。

一区画九平方メートルに分割された菜園の半分は専門家の指導する「農業塾」（平成二〇年開講）のために利用されており、年会費四五〇〇円（初年度）で市が募集した四〇人（同）が作業に当たる。募集に当たって、週一回は必ず畑の手入れにすることが条件とされた。「市民農園」と違って、ここでは村のカリキュラムに従って全員が何種類かの同じ野菜を育てている。

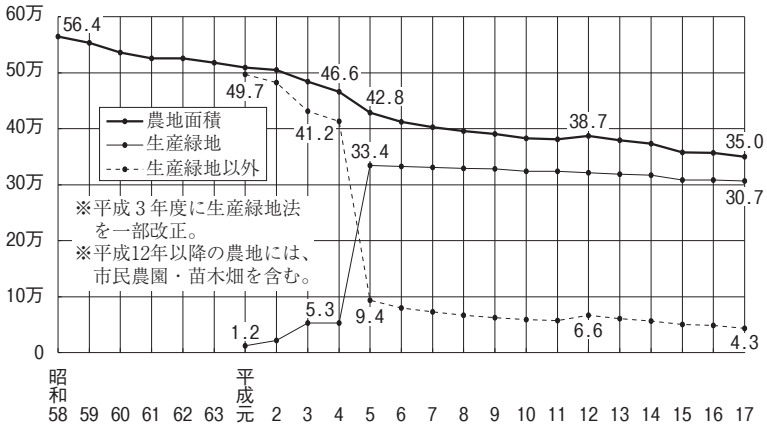
残った西側の半分は「村民」が耕作に当たる。「農風景と農歳時記を次世代に伝えたい」という齋藤村長の「農家との連携を見据えた」夢については「農業を守る」（↓第五章第二節九）で紹介する。

グリーンベルトと 今期の公園づくりを概観してきた。緑被率の向上はなかなか進まないが、公園面積は確実に広
グリーンブロック がっている。

歴史の中で形成された玉川上水、千川上水の緑の連なりに本村公園からグリーンパーク緑道に続く流れ、三鷹通りから中央通りに続く成熟した街路樹などがグリーンベルトを形成、また境山野緑地、井の頭文化園、都立中央公園を含むグリーンパーク一帯、成蹊学園などには新旧の広大な緑のブロックが出来ている。仙川リメイクは今期、緒に付いたばかりだが、ここにもグリーンベルトが誕生する夢がある。今期の公園づくりで根づいた市民参加と同様、グリー

図4-1-1 農地面積の推移

(単位：万平方メートル)



[武蔵野市地域生活環境指標]

シンベルト、グリーンブロックは市の大きな財産である。

三 減った農地・増やす市民農園

図4-1-1を見ていただきたい。今期がスタートした昭和五八(一九八三)年から二三年間の本市の農地面積の推移を示している。右端の平成一七(二〇〇五)年で説明すると、上から二番目の実線が「生産緑地」(後述)と呼ばれる農地、その下の点線が「宅地化農地」とも呼ばれる生産緑地以外の農地、そして両者を合わせたのが上部の太線で、市内の農地全体の面積を表している。

今期東京ドーム 一目瞭然、多少の起伏はあるが、市内の農地は**四・五八個分減少** 地は今期も一貫して減ってきた。本節の「みどり」に即していえば、緑としての農地はその分減ったことになり、それが必ずしも緑の減少を意味しないことは、後に述べる。本市は全域が、都市計画の線引きで市街化区域に指定されている。市街化区域は、原則として積極的に市街化を図るべき地域と

されているから、減るのは自然の流れ、といえなくもない。

農地の減少を数量的にとらえると、市の人口が今と同水準の一三万人台に乗った昭和四〇（一九六五）年には市域の一・二・二八パーセントを占めていたが、今期の始まる五八年には五・二五パーセント、今期の最終年となる平成一七年には三・二六パーセントまで減ってきた。今期の減少分一・九九ポイント（東京ドーム（四万六七五平方メートル）四・五八個分に相当するから、決して少ない数字ではない。

緑被地（農地・樹林地・草地の合計）に占める農地の割合も当然のこと、調査年で見ると昭和五九年の一六・九八パーセントから平成一七年の一三・五九パーセントにポイントを下けている。

市内一三町の町別の農地の分布を、単純に面積で比較すると、関前の一〇万六四六七平方メートル以下、境、八幡町、境南町、吉祥寺北町（多い順）までが二万五〇〇〇平方メートルを超えているが、吉祥寺本町と中町はゼロ、吉祥寺南町、同東町、西久保も五〇〇〇平方メートルに満たない（平成二一年度末現在）。大ざっぱにいうと、「偏在」「点在」が本市の農地の大きな特徴である。象徴的な風景がある。中央線吉祥寺―三鷹間の車窓から見える農地は御殿山に一個所あるだけ。市内の農地はそれほど貴重になっている。

「生産緑地」が農地 農地は言うまでもなく、個人が所有している。その土地の使い方に本来、行政の介入する余地**減少の歯止め**に はほとんどない。といって、「みどり」の確保は市の大きな課題である。手をこまねてはい

られない。事実、「農政の最大のテーマは今ある農地をどう守るかにある」と語る関係者もいる。そのための施策も、市は積極的に講じてきた。

先の図4-1-1をもう一度見ていただきたい。平成五年に「生産緑地」が急増している。市街化区域にある農地

には原則として宅地並みの固定資産税が課せられるが、「生産緑地」に指定されると農地並みの課税ですみ、遺産相続でも優遇される。

昭和四九（一九七四）年の生産緑地法の成立を受けて、本市では独自に「武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例」を制定、「保全生産農地」の指定を受けた農地の所有者には一定の奨励金を払う態勢を整えた。もちろん、農地を守るためである。実際には奨励金支払いは「凍結」されたままで推移するが、平成三（一九九一）年の生産緑地法の改正で市街化区域の全ての農地が「保全すべき土地」（生産緑地）と「宅地化する農地」に振り分けられることになった。そして、五〇〇平方メートル以上で、将来も農業を続けることを条件に「生産緑地」の指定を受けると、前述のように税制面で優遇策を受けられるようになった。平成五年に「生産緑地」が急増したのはそのせいである。同年の三三万四五四平方メートルは、農地全体の七八・一パーセントに当たる。この数値は周辺自治体の中では際立って高かった。それでも主に、遺産相続などで「生産緑地」は少しずつ減少するが、一六年に微増したのは追加指定が行われたため。上の二本の線の間隔が年毎に狭まっているのは、「生産緑地」が農地減少の一定の歯止めになっていることを表している。

「市民農園」を 市ではそれより先、昭和五六（一九八一）年に、主に「宅地化農地」を借り上げて「市民農園」をつくって緑を守る を開設した。第一号は緑町一丁目の「緑町市民農園」（一八二四平方メートル・一〇九区画）。目的のひとつは「宅地化」阻止、つまりは農地保全である。

農家は土地を市に無償で貸し出し、代わりに固定資産税が免除される。市は一区画一二平方メートルを年間三〇〇〇円（当初。その後数次にわたって改訂、平成一九年現在同六六〇〇円）、二年契約（実質一年一〇か月）で耕作地

表4-1-1 市民農園の開設

開設年	市民農園名	面積 (㎡)	区画数	備考
昭和56年	緑町	1,824	109	
昭和57年	関前	1,047	59	平成4年閉鎖
昭和58年	関前第2	3,053	180	
	西久保	1,065	58	平成4年閉鎖
昭和63年	西久保第2	1,200	60	平成4年閉鎖
平成4年	御殿山	878	53	
	関前南	2,218	166	平成12年閉鎖
平成5年	北町	1,034	75	
平成14年	南町	1,712	69	
平成15年	関前ふれあい	796	53	
平成20年	関前第3	1,191	56	

[生活経済課資料]

を持たない市民に貸し出す。土地の手入れや作付け指導にはJ A東京むさしの青壮年部が協力した。家族ぐるみで土に親しみ、生産の喜びを味わい、かつ農業への理解を深めるといふ狙いは人気を呼び、申し込みは二倍を超えた。

昭和五六、七年に各一園開設した市民農園は、今期の始まった五八年、関前二・三丁目、「関前第二市民農園」、西久保二丁目に「西久保市民農園」が出来るなど、通期では八か所に及んだ。表4-1-1にその間の推移をまとめているが、開園の一方で四か所が閉鎖されたので、差し引きでは七四七三平方メートル・四三〇区画が増えたことになる。

市ではまた、平成五（一九九三）年六月、独自に「登録農地」制度（↓資料編）を導入した。全ての農地を対象に、七年間は農業を続けることを条件に市と農地保存協定を結び、トラクター購入などに一定の補助金を出す。二一年には期間を一〇年に延長、期間中に二回補助金を得られるよう要綱を改正した。

それもこれも、農地を守るための施策である。一方で、苦しい財政の中、農地を買い上げて「みどり」を残す努力も続けている。平成一三年四月に開園した市民の森公園（関前三丁目）は「関前南市民農園」を、また一九九三年三月開園の「農業ふれあい公園」（関

前五丁目）は遺産相続に絡む「生産緑地」を買い上げた。前に「農地」は減っても「みどり」は残ると書いた一例である。「農業ふれあい公園」については、前項の「増えた公園の緑」で詳しく触れている。

四 よみがえる水辺

東京には空がない、と歌った詩人がいた。それにかこつけければ、武蔵野市には川がない、といってみたくなる時期があった。

人工の河川、玉川上水も千川上水も、昭和四〇（一九六五）年代に相次いで水の流れが絶えた。後述する仙川も一級河川とは名ばかりで、雨の降らない日はどぶ川同然の川だった。

玉川上水の往時の滔々たる流れを知る市民が清流復活を夢見たのは自然な感情の流れだった。そして今期、夢が次々とかなった。

（一） 玉川上水・千川上水に清流復活

玉川上水 玉川上水は今から約三六〇年前の承応三（一六五四）年、徳川四代將軍家綱の時代に江戸市中の人口増加と水不足に対応するため、多摩川の羽村取水堰（羽村市）から四谷大木戸（新宿区）まで約四三キロにわたって開削された。

作家の太宰治が入水自殺を遂げたのはよく知られているが、往時は「人喰い川」と呼ばれる程、深く、また流れの

激しい川だった。名残は深くえぐり取られた土手の内側の様子に見てとれる。

その水が昭和四〇（一九六五）年三月、止まった。上水の水を浄化していた新宿・淀橋浄水場が廃止になり、上水の役割を終えたのである。羽村堰で取水した水は途中、小平監視所から流路を変えて東村山浄水場に送られるようになった。それを機に上水は下流域を中心に暗渠と化し、一部が高速道路用地になったり公園になったりした。

暗渠にする話は上流にも及び、そのたび周辺住民が声を上げ、実現を阻んできた。しかし、水の涸れた水路は川床が傷み、岸辺も荒れる。水路に沿って延びる緑も生彩を失う。四〇年代後半、見兼ねた流域の住民から清流復活を望む声が上がった。市内でも「玉川・千川上水の自然を守り清流を復活させる会」（代表・中里崇亮）などが生まれた。彼らの運動に呼応するように市議会や緑化市民委員会が上水を所有・管理する東京都に対して再三、清流復活を働きかけてきた。市も積極的に動いた。この間の動きは『武蔵野市百年史』に詳しい。

昭和五六年九月、転機が来た。同年七月の都議選で初当選した地元選出の都議、井口秀男が都議会で初めてこの問題を取り上げたのである。都知事が三多摩出身の鈴木俊一に代わっていたのも幸いした、と関係者は言う。検討を約した知事は翌五七年一二月に策定した「東京都長期計画」の中で「水辺環境を回復するため、河川や水路に清流を復活し、公園や庭園内の池を浄化する」ことを目標に掲げ、「野火止用水、玉川・千川上水、神田川、善福寺川」などの「清流の復活」を盛り込んだ。その計画が具体化したのが五八年一〇月策定の「東京都総合実施計画」、いわゆる「マイトウン東京⁸³」である。

清流復活の夢は大きく前進した。残る問題は水の確保である。多摩川から取水した上水の水は前述のとおりほとんどが東村山浄水場に送られている。清流復活には取水量の増加が必要だが、水不足による取水制限がカベになった。

そこで浮上したのが多摩地区の下水処理のため昭和五三年五月、昭島市に出来た多摩川上流水再生センターから出る二次処理水である。多摩川に放流されていた二次処理水をさらに砂濾過し、約八・七キロ離れた小平の貯水槽（立川市域）まで導水管を敷設しポンプで圧送することになった。

二・五次処理水とも呼ばれる処理水は昭和五九年八月、玉川上水に先駆けて清流が復活した野火止用水（立川―埼玉県新座市間約一四キロ）に放流されるようになった。玉川上水への水は、無料ではないが再生センターからの水量を増やせばいい。

都は昭和六〇年度から荒れた護岸の補修工事に入った。小平監視所から杉並区久我山の浅間橋まで約一八キロの整備が終わったのは六一年七月である。八月から試験通水が始まった。日量一万トンの処理水が流されたが、川床のひび割れが予想以上に激しく、なかなか本市域まで達しない。一八キロを貫流するのに半月かかった。通水に先立ち八月二四日、市報の呼びかけにこたえて、上水沿いの遊歩道クリーン作戦に市民約三〇〇人が参加した。

八月二七日、日量一万三二〇〇トンが放流され、二一年ぶりに清流が復活した。源流となる小平監視所近くで、知事をはじめ関係者多数が参加して通水式が行われた。

市でも九月七日、後藤喜八郎、藤元政信、土屋正忠の三代の市長、井口秀男都議など七〇〇人が参加して西久保公園で復活記念式典を開き、記念植樹などが行われた。同五〜九日には市民文化会館で玉川上水に関する絵画、写真などの資料・作品展も開かれた。（↓資料編）

玉川上水は桜堤三丁目から市域に入り、一部小金井市、三鷹市との境界を東西に流れ、井の頭公園の外れで三鷹市域に入っていく。途中、三鷹駅北口に近いけやき橋から三鷹駅にかけて一部が前期末の昭和五七年、暗渠となり、上

部に長さ一二〇メートル、幅一三メートルの「せせらぎ公園」が出来た。中央部二メートル程を水路にし、地下水をくみ上げて昼間だけ水を流していたが、今期に入って六三年六月から夜間も通水するようになった。

平成一五（二〇〇三）年八月、玉川上水は国の史跡に指定されたが、その暗渠部分は指定から外されている。（↓資料編）

余談になるが昭和六三年三月、市教育委員会では市の文化財保護委員（当時）の児玉幸多・学習院大学名誉教授らに執筆を依頼、玉川上水や沿線の歴史をつづった冊子『玉川上水をあらく』（B六版・五二ページ）を三〇〇〇部発行、希望者に無料配布した。

玉川上水は都が管理している。けやき橋から上流の水路沿い（左岸）に遊歩道が整備され、ケヤキやサクラ、クヌギなどの大木・古木が見事なグリーンベルトを形成している。今や珍しくなった土（未舗装）の遊歩道は市民の格好の散歩道になっている。市外からやってくる人も多い。

千川上水

千川上水は現在、玉川上水に架かる境橋（境四丁目）のすぐ下流で玉川上水から分水、西東京市、練馬区との境界を流れて吉祥寺橋から練馬区内に入っていく。同区伊勢橋（関町南二丁目）から暗渠になり、約一・三キロ先まで導水管を通って善福寺川に放流されている。

伊勢橋―善福寺間はこれから述べる千川上水の清流復活事業で新設されたもので、元禄九（一六九六）年に開削された時には伊勢橋からさらに練馬区などを経て豊島区、板橋区、北区まで流れていた。湯島聖堂（お茶の水）、上野寛永寺、小石川白山御殿（現東京大学附属植物園）、浅草寺など將軍の立ち寄り先に給水するのが目的だったとされる。後に、老中柳沢吉保の屋敷となる今の六義園（文京区）にも給水していた。

千川上水は、玉川上水の流れが止まった後もなお、水が流れていた。北区にある当時の大蔵省印刷局（現国立印刷局）の王子工場が水利権を持っていて実際に利用していたためだが、昭和四六（一九七一）年三月、水利権が消滅したのに伴って流れが止まった。

説明するまでもないが、上水は人工の河川だから、取水口を塞げば簡単に水は止まる。千川への分水が不要になって、それまで境橋まで僅かながら流れていた玉川上水はほとんど生命を失った。

千川の清流復活に至る経緯は、玉川上水と変わらない。「マイタウン東京⁸³」の中で具体化し、野火止用水、玉川上水に続く事業として六一年から水路沿いの補修工事が始まり、六二年三月に終わった。

同じ上水でも玉川と千川は相当地が違う。主流である玉川は川幅も深さも千川よりずっと広く、深い。道路から川底までも、前者は二、三メートルあるが、千川は深くてもせいぜい二メートルしかない。千川は土手も総じて滑らかで、座って手を伸ばせば水面まで届きそうな区域もある。清流復活に際して、都はそうした利点を生かして遊歩道を整備した。昭和六三年五月、遊歩道完成。続いて下流の伊勢橋から善福寺川に通じる導水管工事に着手、平成元（一九八九）年三月、全域の整備が終わった。同二九日、小平監視所の貯水槽から玉川上水への通水が日量二万三三〇〇トンとなり、うち一万トンが境橋から千川に分水されるようになった。こちらは一八年ぶりの清流復活である。（↓資料編）

同日、境橋近くで都主催の通水式が行われた。市でも二日後、千川小学校校庭で「清流復活記念の集い」を行った。上水に沿って、少し市域を歩いてみよう。

境橋で分水した水はすぐ五日市街道の下り車線の地下を横断し、源流地点となる同街道の中央分離帯の中の大きな

岩の間から流れ出す。兩岸とも護岸は円筒の擬木をタテに打ち込んだもの。水路に沿って遊歩道があるが、武蔵野大
学前までは道路づけの関係もあって散策する人は少ない。ここまで、源流から約一・三キロ。ケヤキにヤマザクラを
折り込んだうっそうたるグリーンベルトが「遊歩道」を経て八幡町二丁目の北側まで続く。

同大学前で再び五日市街道を横断した所に市が建てた「千川上水遊歩道」の石碑がある。この辺りから護岸は化粧
板のコンクリートに変わり、右岸（武蔵野市側）に千川橋まで、遊歩道が設けられた。遊歩道から水面までは二、三
〇センチしかない。所々に水面まで降りられる石段や動植物に配慮した淀み（む）がしつらえられている。水辺を楽しめる
のは伏見通りに架かる関前橋辺りまで。伏見通りを越えると樹木はケヤキにシラカシ、エノキ、マテバシイなども加
わって景観が変わる。しかし、上水沿いに擬木の柵が設けられ、内側にツツジやレンギョウなどがギッシリ植えられ
ていて、西北裏橋辺りまでは橋の上からでないと川は見えない。川面が歩道から再び視界に入ってくるのは川岸が石
積みになる吉祥寺北町五丁目辺りから。水路沿いの樹木には地元の住民などが付けた名札が散見され、それを見て
歩くのも楽しい。

千川に架かる橋は、名称は変わらないが、清流復活に際し仮設のものを除いて全て新しくなった。境橋から関前橋、
西窪橋を経て吉祥寺橋へ。武蔵野市は明治三二（一八八九）年、旧四村が合併して誕生した。その四村の名がそっく
り橋の名前に残っているのが面白い。平成一八年になって、管理が都から市に移り、文字通り市民の水辺になった。

(二) 神田川

ある日突然 神田川は井の頭池に発している。東の端の池尻から流れ出し、途中、杉並区、中野区で善福寺川、妙木が切られ 正寺川をのみ込み、新宿・豊島・文京の区境を流れ、中央・台東の区境で隅田川に合流する。延長約二五・五キロメートル。流域面積一〇五平方キロメートルは二市一三区に及び、都内の中小河川では最大規模とされている。言うまでもなく、元は神田上水。

流域だけ見れば武蔵野市とは関係ないが、井の頭池の一部は市域に属しているし、源流域は吉祥寺南町一・三丁目に隣接している。池尻から夕やけ橋にかけての一带はもともと地元の子どもの遊び場だったし、市民の格好の散歩道でもある。さらに、ご存じない市民もいるが、神田川には市の下水道（神田川排水区）の吐き口が三か所もあり、降雨により下水道管が一定の水量を超えると、希釈された汚水とともに放流されている。つまり、神田川は市民の日常生活と切っても切れない関係にある。

昭和五七（一九八二）年九月、その源流域で「異変」が起きた。奥名橋（今の夕やけ橋）に近い右岸の一带でケヤキ、ソコ、ナラなどの枝が払われ始め、数日後には四〇数本が切り倒されてしまったのである。

目撃した吉祥寺南町の主婦は、びっくりして近所の知り合いに声をかけ、三鷹の知人にも連絡を取った。

なぜ伐採か。実は、神田川の流域は戦後急激に都市化が進んだ結果、流れ込む水量が増え、昭和三、四〇年代には大雨のたび、中流域のどこかで氾濫はんらんした。対策を迫られた都では三八年の集中豪雨のあと「中小河川改修緊急五カ年整備計画」を、また四一年六月の台風被害の後には「中小河川緊急五カ年計画」を立てて、「…段階的に一時間五〇

ミリの雨量に対処できる」よう下流域から順次、上部の幅七・五メートル、深さ三・五メートル、底の幅五メートルのコンクリート三面張りにするべく改修を進めてきていた。「五七年九月」は、下流の整備に目途が立ち、いよいよ源流域の工事に取りかかる時だった。伐採は、そのための周辺整備だったのである。

残る池尻までの約三五〇メートルは、そっくり井の頭公園の中へ入ってゆく。木が伐採されたのは川が蛇行した辺りだった。奥名橋の下流でコンクリート三面張りの中へ入ってゆく。木が伐採されたのは川が蛇行した辺りだった。

「井の頭・神田川 主婦たちは毎日現場に足を運び、傍ら支援を求めてあちこち走り回った。地元選出の都議や市を守る会」設立へ 議に働きかけ、同じ町内に住む有力財界人の協力も取り付けた。玉川上水の清流復活運動をしている市民にも知恵を借りた。手分けして、市や都、国の窓口にも足を運んだ。

主婦たちの抗議を前に、都は立ち往生し、工事は中断した。一〇月になってやっと、工事を担当する都北多摩南部建設事務所との顔合わせが実現した。以後、話し合いは翌昭和五八（一九八三）年夏にかけ七回、八回と続いた。

神田川を排水路としかとらえていない都と親水化を求める主婦たちとの溝は、回を重ねる毎に、埋まっていく。都河川部が初めて話し合いに出てきた昭和五八年一月の説明会（第五回）では、「地元の合意を得るまでは工事に着手しない」という約束も取り付けた。

同年四月、「井の頭・神田川を守る連絡会」結成。同七月、初めて住民集会を開く（吉祥寺南町コミセン）。神田川の親水化が地域全体の問題として広がってゆく。

紆余曲折をたどりながら、主婦たちの粘り強い交渉が、親水化への道を開いていく。話し合いは細部に及んだ。蛇行する川の現状維持は入れられなかったが、右岸の公園化は食い止めた。架け替える三つの橋の名前を、公募で決め

ることの了解も取り付けた。

一方で主婦たちは、「親水化と一体の問題」として神田川の汚染の原因となっていた下水の吐き口を廃止する運動にも取り組む。同年二月、公園内の神田川への下水放流廃止を市議会に陳情、二四三五人の署名も集めた。呼びかけに三鷹の住民も応じた。陳情は、九月市議会で意見書付きながら全会一致で採択された。

京王井の頭線のガード下にあった下水道の吐き口は結局、左岸に沿ってコンクリート管を埋設、昭和六一年三月奥名橋の下流にある吐き口と一体化することで解決をみた。右岸にあった三鷹市の吐き口も移設された。

昭和六一年夏、都との話し合いが決着する。一足先に、架け替える橋の名称も上流から「みどり橋」（その後撤去）「よしきり橋」「夕やけ橋」と決まった。同年一〇月、工事が再開される。「異変」から四年余がたっていた。

川岸は自然石や擬木で造った丸太の乱ぐいで固め、川の中には大小の石を入れた。よしきり橋と夕やけ橋の間には、しゃがめば手が届きそうな位置に遊歩道が出来た。右岸には公園ならぬ三角広場が誕生した。

昭和六二年三月、親水化工事完了。完成式典は武蔵野・三鷹両市の共催で行われた。

周辺はきれいになった。汚水が流れる心配もなくなった。二五キロ余の流域で唯一残っていた土の岸辺はこうして守られた。しかし、全てトントントン拍子とはいかなかった。水源の井の頭池の水不足が常態化し、しばしば川が干上がるのである。川ならぬ「神田道」と呼ぶ人もいた。

井の頭池は面積四万五二七四平方メートル。「七井」の名称が残るように、もともと七か所の湧水を水源としていたが、今はほとんど全てをくみ上げの井戸水に頼っている。しかし、一日二八〇〇トン（昭和五九年当時）の井戸水は蒸発と地下浸透で消えてしまい、雨でも降らないと神田川には流れてこない。

水量確保が喫緊の課題となった。住民の声を受け市議会でも取り上げられた。市は市で再三、都に掛け合った。深井戸は規制があつて、もう掘れない。試行錯誤の末、浅井戸の掘削に活路を見出す。平成四（一九九二）年、六年、八年と、いずれも公園内の武蔵野地域に計三本の浅井戸が掘られた。日量二八〇〇トンは三六八四トン（平成二一年現在）となり、水不足はとりあえず回避された。（↓資料編）

神田川は生き返った。カルガモが住みつき、カワセミも飛来するようになった。子どもたちは安心して遊べるようになった。主婦たちは以来、毎月一回の川掃除を欠かさない。ヨシの植栽も手がける。分担してパトロールもする。親水化に当初からかわつた吉祥寺南町三丁目の吉岡諒子は語る。

「川がきれいになって安心感がある。ここがふるさと、と子どもたちは誇りに思つてほしい。自然があることがいかに大事か、私たちは日々かわることでそれを伝えていきたい」

（三） 仙川

桜堤団地の建 冒頭に書いたように、武蔵野市内には川らしい川がなかった。一級河川の仙川も、普通の川のイメージで替え始まる。ジとは相当かけ離れている。

仙川は小金井市貫井北町三丁目に発し、市内の西の端に近い桜堤二丁目から本地域に入る。桜堤団地の中から、亜細亜大学、第二しろがね公園、日本獣医生命科学大学などの脇を通つて、境南町一丁目で三鷹市に抜け、調布市、世田谷区を経て野川に合流している。

全長約二一キロメートルのうち、市内は約三・五キロメートルだが、暗渠となつていて一部を除いてほとんどはコ

ンクリートの三面張り、雨降りの日に水は流れても、普段は干上がっていて排水路のような状態だった。

川らしい川に、という声は昭和四〇年代から桜堤団地の住民を中心に上がっていた。玉川上水の清流復活が決まる（昭和五八年）と、その声は一段と高くなった。折も折、桜堤団地の建て替え計画が決まり、にわかに河川改修が具体化した。

桜堤一、二丁目に広がる桜堤団地は、一五三棟・一八二九戸の賃貸住宅群。昭和三四（一九五九）年に入居が始まった。建築後四〇年近くたち、家主の住宅・都市整備公団（現都市再生機構）では平成九（一九九七）年から全面的に建て替え工事を行うことになった。

公団から事前に計画を知らされた市では早速、平成八年五月、庁内に「仙川の水辺環境整備調査検討プロジェクトチーム」をつくり、「仙川のあり方」「水辺環境整備の方針」などについて検討を重ね、三か月間で報告書をまとめた。その成果をもとに同年一〇月、市、東京都、公団の三者で「武蔵野市仙川水辺環境整備検討委員会」を立ち上げた。

一〇年三月、報告書がまとまる。それを最大限に活かし、市民の声も反映して練り上げたのが、同年七月策定の「仙川リメイク（仙川水辺環境整備基本計画）」である。（↓資料編）

仙川リメイクは「花を愛で水辺で遊ぶ」を基本理念とした計画では、流域（市内のみ）を四つのゾーンに分けた。四つのゾーンで①は、上水南公園から桜堤団地の間を流れて千歳橋までの「自然生態系復活ゾーン」。約九五〇メートルで「自然石や蛇籠等を設置し、様々な動植物を誘致する」区域とした。

②は、千歳橋―水吐橋（武蔵境通り）の「親水ゾーン」。「親水整備するとともに、生産緑地や樹林地などの緑地として整備」する。

③は、水吐橋―市道四〇号線（みずき通り）の暗渠部分で「川の道ゾーン」。そして④が、市道四〇号線―三鷹市境の第一の橋間の「水辺景観形成ゾーン」である。

当面、①の整備を「短期目標」とし、平成一五（二〇〇三）年までに「メダカのすめる川」に、また②以下は「長期目標」として平成三〇年完成を目指し、水質もグレードアップして「タナゴのすめる川」にしよう、と意気込んだ。その間、市では平成九年三月、都市緑化保全法に基づく緑の総合計画「むさしのリメイク」（↓次項）を策定しているが、そこでも仙川改修を「まちなみをリメイクする重点事業」と位置づけた。

団地の雨水を水源に

並行して、この年から公団の建て替え工事が始まった。仙川の第一期改修も同時に進行し、「自然生態系復活ゾーン」のうち、下流域に当たるよろず橋―千歳橋間で親水化工事が始まった。環境庁の「自然共生型地域づくり」の助成金が付いた。

川幅は四・五メートルとなり、コンクリート護岸はなだらかな斜面に変わる。斜面には植栽を施し、中央部の二メートルほどの川の底には遮水シートを敷き、土を入れ、その上に砂利や石を撒いた。よろず橋―美園橋間の右岸全体が仙川水辺公園を形成し、団地の雨水をためる貯留槽が設置され、そこを水源とするビオトープも出来た。

平成一一（一九九九）年一〇月、ゾーン東端二二〇メートル分の一期工事が完成した。公団の入居が始まる日を持って、同月二四日、親水式が水辺公園で行われた。雨水貯留施設にたまった水が太陽エネルギーを動力源としたポンプで吸い上げられ、ビオトープを経て仙川に放流された。とはいえ、放流は昼間の八時間だけ、水量も微々たるものだった。

実は、水の確保は「仙川リメイク」の中でも大きな課題だった。計画では、雨水貯留施設と上水南公園内に掘る井



仙川水辺公園はサンヴァリエ桜堤
(旧桜堤団地) の中に平成13年4月開園

戸、三鷹市の丸池周辺の湧水を当てにしていたが、第一期工事が終わった時点で、雨水貯留施設以外は依然検討課題でしかなかった。
ところが、ひよんなことから、有力な「水源」が現れる。

新たな水源、洗砂水

都水道局の境浄水場（関前一丁目）では浄水のおろ過に使った砂を洗った水（洗砂水）を再利用していたが、飲用水としての再利用に「待った」がかかる事態が起きていた。

都では市に対し、下水道への放流を打診してきた。仙川の水の確保に頭を痛めていた市は、渡りに舟と、都に仙川への放流を提案する。約一・三キロメートル離れた桜堤公園に五〇〇トンの貯水槽を設け、浄水場との間を地下パイプでつなごうという案で、平成一二（二〇〇〇）年の初めに両者が合意した。パイプ敷設は両者が自分の管理区域を負担、水は無料だが、都は下水に流す際に必要な下水料を負担しないですむ。

こうして水の悩みが一気に解決した。

平成一三年四月、桜堤公園の一隅に五二三・六トンの貯水槽が完成、同時に公園内を流れる仙川の水辺整備（第二期工事）も終わった。通水式では地元の子立境幼稚園の園児が黒メダカを放流した。続いて公園とよろず橋の間の改修工事（第三期工事）も終わり、雨水貯留施設に頼っていた水に一日五〇〇トンの洗砂水が加わり、川らしい川の流れが実現した。

水と遊ぶ

桜堤公園のタンクからポンプでくみ揚げられた洗砂水は一旦池に貯えられ、岩石を配置した源流部から公園内の仙川に流れ出す。石積みの岸辺に囲まれた公園内を抜けると東に向きを変え、よろず橋に向かう。右岸は石積みだが左岸はなだらかな斜面に変わっている。

よろず橋を過ぎると左岸が石積みに変わり、右岸は美園橋まで、ゆるやかな斜面にさまざまな植栽を施した仙川水辺公園に。途中、右岸のピオトープからは前述の雨水貯留施設からポンプでくみ上げた水が流れ込む。一帯では子どもたちが水に浸って遊んでいる。

美園橋を渡ると今度は南に流れを変える。両側は千歳橋まで石積みとなつて、「自然生態系復活ゾーン」から「親水ゾーン」に入っていく。

市では引き続き、平成一六（二〇〇四）年度から「親水ゾーン」の工事に着手した。千歳橋から両岸は化粧コンクリートパネルとなり、川が東に向きを変えて亜細亜大学の構内に入ると、再び石積みになる（二一年現在）。

「タナゴのすめる川」への作業が着々と進む。（↓資料編）

五 緑のしくみづくり

（一） 武蔵野市の緑は誰が守る

本市の北西には都立小金井公園、東南には都立井の頭恩賜公園、中央北には都立武蔵野中央公園という大きな緑の

一帯がある。また、北から東南側を千川上水、南側を玉川上水が流れ、東南には井の頭公園から流れ出る神田川があり、水辺に大きな木々の帯、さらに市内には農地や果樹園、市立公園、街路樹、神社や寺院、住宅地の庭木や垣根などがあり、「緑豊かな武蔵野市」というイメージを創っている。

緑は野鳥や昆虫などさまざまな生物のすみかでもある。高木や樹林帯はヒートアイランド現象を緩和してくれ、大気汚染物質も減らしてくれる。阪神・淡路大震災では、大きな木の茂る公園が避難場所となり、木々の緑が火災の輻射熱を防いで住宅への延焼を食い止めた。

本市には、「緑は私たち市民の生活環境水準を示す的確な指標である」とうたう「市民緑の憲章」がある。昭和四八年（一九七三）年四月一九日に制定された。

私たち武蔵野市民は、「すべての緑はみんなの財産として、大切にする」「常に緑をまもり緑をそだて、これを次代に伝える」「自発的に緑化運動を推進する」「市の緑化計画と、その実現に参加する」、そして市は「近隣の自治体と協力してひろく緑化を進める」とうたう、この憲章の宣言は古びない。常に市の緑化施策を導いている。（↓資料編）

緑化市民委員会

本市は市民参加の手法で市政全般にすぐれた施策を次々と展開してきた。緑化施策に関していえば、昭和四六（一九七一）年の第一期から五九年の第六期まで一三年間にわたって設置された緑

化市民委員会がある。同委員会の第一期会長は松下圭一・法政大学教授（当時の役職・以下同じ）であり、第二期は西尾勝・東京大学教授、第三期は田畑貞寿・千葉大学助教授、第四期委員長は西本晃二・東京大学助教授、第五期野原三洋子・順天堂大学助教授、第六期勝田有恒・一橋大学教授へと引き継がれた。（↓資料編）

緑化市民委員会の提言を次々と実施していくことで緑化行政は成熟し、進化したといえるだろう。「市報むさしの」

は五九年四月七日と、六一年四月一〇日に特集を組んで、第一〇六期委員会の活動の成果を紹介した。

まず公園が増えたこと。四六年当初二〇か所（三万〇二〇〇平方メートル）しかなかった公園が、五九年三月には一一三か所（二四万一四〇〇平方メートル・四倍強）となり、市民一人あたりの公園面積が二平方メートルを超えた。五八年度の緑化予算は五億九〇〇〇万円。この額は市予算全体の一・九％に当たる。同年、むさしの市民公園（緑町二丁目・六三二六平方メートル）を市役所の隣りに開設し、野鳥の森公園（西久保二丁目・一九三七平方メートル）買収のために七億円を支出している。前年の一〇月には三一億五〇〇〇万円で購入した西久保公園（西久保一丁目・九五九一平方メートル）も開設している。

街路樹も増えた。四七年には一五路線（二三三三本）しかなかった街路樹が、五九年には二三路線（一八〇二本）と増えた。道路植樹帯は、四七年は一路線（延長二五〇メートル）だったが、五九年に二二路線（二万メートル）と増加した。

第六期委員長の勝田有恒は、「目立たない無用の用とも言える緑の問題が、将来の市民生活の環境に大きく作用することだけは確かだ」といった（提言「武蔵野市における緑化問題の将来」五九年五月）。その提言を受け、失われゆく緑に危機感を持つ土屋正忠市長の「極力、木は切らない」という不退転の決意のもとで、市は緑の減少に歯止めを掛ける「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」を六〇年三月二三日に公布・施行する。

（二） 「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」

「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」は、まず「市長の責務」をうたった。市長は緑化基本方針を策定し、

緑化基準を制定しなければならない。公園などを設置し緑化する。市有の施設、市有地内のみどりを保護・育成し、緑化を図る。市民・事業者・所有者などに啓蒙、指導を行う。

次は「市民等の責務」。市民・事業者・所有者は、みどりの保護育成と緑化に努めるとともに、市の施策に協力しなければならないとした。

私有地の緑化の指導にも踏み込み、比較的広い空き地の所有者、駐車場の事業者にも、緑化に努めるよう指導ができる。市民にはブロック塀などを生け垣に改造、または新しく生け垣を造ってもらうよう奨励することができるようにした。また、市内に残り少なくなった樹林や大きな木の伐採を食い止め、所有者の同意を得たうえで、市が保存を指定することができる「環境緑地の指定」も盛り込んだ内容となっており、こうして緑を増やす算段を講じた。

保存指定の基準：面積が三〇〇〇（現・三〇〇）平方メートル程度以上まとまっている樹林地は「特別緑地」（現・環境緑地）に指定する。樹木のまとまりが五〇〇（現・三〇〇）平方メートル以上あれば「保存樹林」に指定する。高さが一〇メートル以上または、幹周りが高さ一・五メートルのところで一・三メートル以上あれば「保存樹木」として指定する。

保存のための助成金：保存樹林は一平方メートルあたり年額五〇円、保存樹木は一本あたり年額三〇〇〇円。保存指定の期間：特別緑地を一〇年、保存樹林を五年、保存樹木を一〇年とする。

昭和五九（一九八四）年の調査では一二四か所の保存樹林が候補となったが、九年後の平成五（一九九三）年度末までに指定できた保存樹林の数は四件（三八〇〇平方メートル）、保存樹木のほうは八八件（三九三本）、保存生け垣は八二件（二四三四メートル）だった。保存指定制度は予想のほか機能していなかったのだ。その理由は、樹林など

の所有者の維持管理に負担を強いるものであるのに、市からの助成金は少ない、指定基準も厳密すぎ、手続きも煩雑なためであった。そのため、市は五年には「保存指定制度の見直し」を行った。保存樹林については助成金五〇円を一〇〇円に（社寺林や学校林などは同五〇円のまま）、保存指定の期間を五年でなく一〇年に改めた。一五年度になつて保存樹林の指定は五件（五三九一平方メートル）となつた。

保存樹木については助成金を年額三〇〇〇円から六〇〇〇円に改めた。一五年度末の指定本数は一三八件（六五七本）に増えた。保存生け垣制度は、元年八月に「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」の改正時に新設されたものだ。幅四メートル以上の道路に面し、長さ五メートル、高さおおむね〇・六メートル以上で新設して三年以上経過しているものを対象とし、年間一メートルあたり三〇〇円を助成することにした。保存生け垣の指定期間は五年。五年度末の指定延長は八二件（二四三四メートル）だったが、一五年度末には一一四件（三二一三メートル）と着実に伸びた。（↓資料編）

（三） 緑の現況調査

「緑の現況調査」は昭和四七（一九七二）年に全国に先駆けて始まつた。第二回調査を七年後の五四年に行い、その後五年毎の調査で、緑の減少の度合いが的確に把握されている。

東京二三区に隣接する本市は、昭和六二年三月の吉祥寺駅北口広場の完成を待つかのように、急速に都市化が進んだ。吉祥寺駅周辺をはじめ主要な道路に沿つてマンションなどの高層建築の建設ラッシュが続く。一戸建て住宅でもミニ開発が進んで、隣りとの距離が縮まつた。「緑豊かな武蔵野市」などといわれ、武蔵野市に居を構えたいと思う

人が非常に多いのに、農家の敷地からは屋敷林が、住宅地からは大木を含め多くの庭木が消えていった。本市の緑被地のうち民有地の緑の占める割合は七一・二パーセント（平成六年）あったが、これが年々減少、今期末の一七年には六四・四パーセントまで低下し、その分緑被率が減少していく。緑被率とは空から見て緑に覆われている部分が市全体の面積に対し、どれくらいの割合かを表した数値だが、「緑の現況調査」で明らかになった緑被率をたどってみると、

昭和四七年	三三・三パーセント	（市内には三六七ヘクタールの緑地があった）
五四年	三一・四パーセント	（同 三四六ヘクタール 同）
五九年	二九・六パーセント	（同 三二六ヘクタール 同）
平成 元年	二六・三パーセント	（同 二九〇ヘクタール 同）
六年	二二・六パーセント	（同 二四三ヘクタール 同）
一二年	二四・四パーセント	（同 二六二ヘクタール 同）

この中で平成六年の緑被率だけが前回（元年）よりも三・七ポイントも減り、それまでの最大の減少幅となった。

「自然環境等現況調査（旧緑の現況調査）報告書」（七年）によれば、減少の原因には以下のような背景があるという。

「地価高騰に伴い、市街地の開発が進み、その動きにひきずられるように緑が失われている。緑の減少の原因は、①固定資産税などや相続税が土地所有者に大きな負担となっている。民間不動産業者による宅地化や駐車場化が進んだ、②土地の細分化などで樹木を切り倒している。また、樹林や樹木が接近する近隣から落ち葉などへの苦情が増え、伐採するためでもある」

その問題解決策として、同報告書は「①開発を抑制するような施策を探る、②それが不可能ならば、失われた緑を補うだけの植樹を進める、③維持できなくなった農地を市が買い取るなどして、緑地の積極的な確保に努める、④教会や寺院などの樹木を維持するための支援策を確立する」などを挙げている。

市は調査を踏まえて、緑の回復にこれまで以上に取り組んだのはいうまでもない。「緑の基本計画」その他の策を次々と講じていく。後述する「宅地開発等に関する指導要綱」、「緑化に関する指導要綱」などが効を奏して、平成一二年には六年ぶりに緑被率は二四・四パーセントと上昇（一・八ポイントの増加）した。市は二七年度までに緑被率三〇パーセントを目指す。

（四）緑化・環境市民委員会

昭和六〇（一九八五）年一〇月一二日に、第一期緑化・環境市民委員会（委員長・城戸毅東京大学教授、委員一人）が発足した。これは緑化市民委員会の精神を引き継いだ委員会である。市が五九年一月に行った「航空写真による市内の緑被調査」「保存したい樹木・樹林および垣の調査」「緑に対する市民の意識調査」などの調査結果が重要な基礎資料として検討された。緑被調査では、都市近郊の土地利用が高度化するに伴って、緑被地が大幅に減少していることが明らかになる。だが、一方、市民の意識調査では、「緑は人間にとって必要なものだ。緑は多い方がいい」とほとんど誰もが要望している。

たとえば、吉祥寺駅北口広場は六二年三月に完成したが、北口広場の緑化について、同委員会は六一年七月に審議している。「武蔵野市の顔として恥じない広場にはケーブルを地下に埋設して地上のバス路線などを整備する必要が

あるが、緑化環境面からは、街路樹などを最大限に活用して潤いのある緑空間を創出しなければならない」

また、都市計画道路三・三・六号調布保谷線（旧一・三・四号線）の関前地区、井の頭通りから五日市街道までの区間を幅員二五メートルで通す事業認可は六二年六月だった。同委員会は、前年の九月に、北多摩南部建設事務所の担当者を招いて、幅員二五メートルという新たな広い道路が周辺に与える影響に關して説明を受けた。一月には、「新たな道路から生じる騒音を吸収し・排気ガスを緩和する策を講じなければならない。そのためには緑のネットワークを創るしかない。緑道を残すべき」と都・市への要請を決定。翌年一月、同委員会は市境浄水場東のグリーンパーク遊歩道を視察し、緑道の効用について検証している。三・三・六号線は平成一一（一九九九）年四月に開通したが、その後、三・三・六号線とはほぼ平行した緑道（都立武蔵野中央公園までのグリーンパーク緑地）が一七年四月に完成した。この緑道は、当時の緑化・環境市民委員会から出された「緑のネットワークを創る」要望が実現したものである。息の長い緑化運動は市と市民の良識をもって受け継がれてきたといえる。

公園を増やす

さらに市は、昭和六三（一九八八）年四月一日に「公園緑化基金条例」を制定した。この条例は、市が借地公園の買収資金を積み立て、基金による民間緑化事業を行うというもの。基金条例は、その後の借地公園買収に大きな成果を上げた。

平成元（一九八九）年一二月に、第二期緑化・環境市民委員会（委員長・中里明彦成蹊大学教授、委員一人）が設置された。同委員会は、三年一二月まで二年間活動し、農地の保全策の必要性や、「緑のまちづくり推進条例の制定」などを提言した。同じ月、市が緑保全の目的で市民に広く呼び掛けて取り組んだ第一回生け垣コンテストの入賞者（八点が優秀生け垣に選ばれる）の発表もあった。

第三期緑化・環境市民委員会（委員長・戸谷洋一郎成蹊大学教授、委員一人）は四年九月に発足し、六年一〇月には「緑と対話できるまちづくりを目指して、木と仲良く」を提案した。対話をテーマに、各種イベントが開かれた。落ち葉を利用した焼きいもパーティー、大木の剪定時に生じる太い枝を有効活用する炭焼き体験教室、ウッドイクラフト教室、クリーン大作戦などを呼び掛け、発想の視点を变えることで若い市民の関心を掘り起こした。

落ち葉の感謝祭

「落ち葉の感謝祭」という斬新なネーミングは市民を引き寄せた。美しく紅葉したサクラやケヤキなどの舞い落ちる姿は私たちを和ませる。けれども路上の「濡れ落ち葉」になった途端、嫌われ者になる。踏まれて粉になり、交通を妨げる。大木を所有する人の悩みは、近所から落ち葉の苦情が寄せられることである。緑を守れと唱えるだけでは、緑を保有する個人に負担が掛かりすぎる。落ち葉は「ごみか？ ごみではない、落ち葉に感謝し、落ち葉で新たな緑を育てようと、「落ち葉の感謝祭」は平成六（一九九四）年一月から始められた。後述する緑のまちづくりレポーターが協力し、以後毎年一月最後の日曜日の大イベントとなった。各家庭や公園などで掃き集められたきれいな落ち葉（路上の落ち葉は煙草の吸い殻やごみが混じっているからきれいではない）をクリンセンターの広場に集める。落ち葉を持参した人は引き替わりに、落ち葉で焼いた焼きいもと、落ち葉を二年以上寝かせて作った腐葉土が貰える。貰った腐葉土を土に返す。その土を栄養にして花や木が育つ。これが循環の仕組み、大きく見れば環境問題だ。小さな子どもたちには柔らかな感触、温かい自然の恵みの心地よさがいっぱい。「落ち葉ブル」で遊んでもらう。親子で巣箱を作るコーナーもある。松ボックリやドングリなど、拾い集めた木の実や小枝などを主役にし、自然素材活用のクラフトを教えてもらうコーナーもある。一日だけのアーティストの真剣な顔つきが落ち葉の感謝祭の成功を語っている。

寄贈樹

転居や改築などの事情で、長年育てた庭木を市に寄付したいと申し込んでくる市民がいる。市は、極力木は伐らない方針を貫いて寄付を受け、樹形の悪い木を除いて、公園などに移植している。平成八〜一七年度に一五六件の寄贈があった（年平均一六件）。

反対に、子どもの誕生記念樹プレゼントも生後一年以内を期限に受け付けている（年四回実施）。カルミア、ゴム、ヒメライラック、サツキ、ウメ、ライラック、ハナミズキ、オリブ、ジューンベリー、ブルーベリー、ベンジャミン、など毎年指定の記念樹から一種を選んで申し込む。「こんにちは赤ちゃん訪問」の時に助産婦が申し込み用紙を配布する仕組みは好評である。毎年三〇〇本ほどの記念樹が新生児のいる家庭に贈られている。

平成一五（二〇〇三）年三月、第四期緑化・環境市民委員会（委員長・松木洋一 日本獣医畜産大学）現日本獣医生命科学大学教授）が発足した。第四期委員会のメンバーは緑のまちづくりレポーターや公園や緑地の管理運営などの活動にかかわっている市民ばかりで一人いる。一七年三月に同委員会から出された提言には、「武蔵野市全域を緑化重点地区に指定し、たとえば屋上緑化や校庭緑化など、積極的に推進していくこと」や「市と市民が協働で運営する活動センターを設けること」などを盛り込み、「次世代へ生命の大切さを伝える緑のまちづくり」のテーマを掲げている。その中には、もしも校庭を各校が五〇〇〇平方メートルずつ緑化できれば、市立の小中二〇校で緑被率をパーセント増やすことができる、と提案し、校庭を緑化して休み時間や朝礼後に自分たちで管理している他市の小学校の事例などを挙げ、緑効果を勧めている。

(五) 「大木シンボルツリー2000計画」

平成四(一九九二)年一〇月には、大木シンボルツリー2000計画推進委員会(委員長・平岡忠夫巨樹の会主宰、委員六人)が設置された。「大木シンボルツリー2000計画」とは、地域やまちのシンボルである大木二〇〇本を西暦二〇〇〇年までに指定し、二三世紀まで守り育てようとする、一世紀先を視野に入れた計画である。目下のところは大木でなくても、切らずに後世に残す木を選定したり植栽したりして大木に育てることを計画している。

市が三年一〇月から半年間かけて行った「大木等樹木調査」では、地上からの高さ一・三メートルのところを幹周リ一メートル以上の木が市内に一万一八二九本あることが分かった。このうち六年五月の時点で、公有地にある樹木一〇九本が最初の大木・シンボルツリーとして指定され、一本一本に樹名板が設置された(七年度には五一八本となり、一五年度には二〇〇六本となった)。

「森林が減れば、人々も減びる、地球が非常事態に陥っていることに思いを致し、一〇〇年にわたる施策の継続を市民が把握し、武蔵野市を、緑の都市として創り上げていかなければならない。一〇〇年の視野で緑のまちづくりを考える。成蹊学園のケヤキ並木が植えられて一〇〇年である。一〇〇年かけて緑の回廊をつくることは、今始めればできることである」(六年一〇月)。一本の木は「点」だが、つながって並木となれば「線」の緑。さらに「面」の緑となつて、未来の武蔵野の森という提案だ。

武蔵野の森を残す

武蔵野の森として残された市立古瀬公園(桜堤一丁目)はタンス職人・古瀬安二郎の別荘(日本家屋と庭園)を市が昭和四六(一九七二)年に買い上げて管理し、市民にも開放していた。

地域のシンボリックな庭園だったが、平成一五（二〇〇三）年四月に、市は日本家屋を改修し、本格的な茶室として利用できるようにし、日本庭園は元の樹木を生かして手を加え、「松露庵^{しょうろあん}」と命名した。松露とは、「松の葉におく露」の意で、松葉のような細い葉にも命が宿って露が生じ、やがてうたかたのように消える。茶道の「一期一会」に通じる言葉であり、茶室の玄関口に松が植えられている。市立松露庵は新名所となり、お茶会のほか、華道、句会、歌会などにも活用されている。市外からの見学者も多い。

国木田独歩の『武蔵野』で象徴される雑木林は武蔵野の原風景である。その面影を残す「都立武蔵野青年の家」（境四丁目・敷地面積三五・九平方メートル）が一四年三月に閉鎖された。跡地と隣接の市立境山野公園を合わせると約一万二〇〇〇平方メートルで、地元の子どものための自然体験の場となっていた。約二〇〇メートル離れた玉川上水の桜橋のたもとに、独歩の『武蔵野』の一節を刻んだ記念碑があることから、一帯を「独歩の森」と呼んでいる。市は都に対し、跡地の無償譲渡または貸与を申し入れたが、財政難を理由に有償譲渡の意向を示す都との交渉は暗礁に乗り上げた。

地元市民の跡地取得を求める請願は六月の議会で採択された。市は一〇月、都市計画法に基づき、跡地を「都市計画緑地」に指定する方針を固めた。都市計画緑地に指定すれば、さまざまな規制を受けるので開発行為は難しくなる。都との交渉の末、四億六八〇〇万円を取得することができた（一六年一月）。「境山野緑地^{さんや}」と命名され、緑地保全のため一七年六月には、「武蔵野の森を育てる会（代表田中雅文 二四人）」が発足した。（↓二 増えた公園の緑）

大木の移植

市の木としてケヤキ、コブシ、ハナミズキの三種が指定されている。この中で「高橋家のケヤキ」（境三丁目）は昭和五〇（一九七五）年に市天然記念物に、また大木シンボルツリー2000計画の大木

にも指定された。推定樹齢三〇〇年以上、高さ約三〇メートル、根元の周囲は約五メートル、幹周り約四メートルで、空洞もなく生き生きしている。高橋家には、このほかモミジ、サルスベリなど中・高木があるが、市は平成一七年度予算で、これらの立木を含めた土地（約四〇〇平方メートル）を譲り受け、「境三丁目緑地」として後世に引き継いでいくことにした。

大木が育つには一〇〇、二〇〇年…と歳月が掛かるのだが、やむを得ない事情で伐採されるものもあり、残したい切なる願いがなくなって残ったものもある。

昭和五八（一九八三）年五月、環境浄化の目的で吉祥寺本町一丁目に東部図書館（のちの吉祥寺図書館）設置運動が起きた。建設候補地のアカマツやシラカシなど一〇数本が図書館建設のため伐採された。ケヤキの大木一本だけは残したいという住民の要望は、約一五メートルずらして移植することで実現した。図書館正面左手のケヤキは吉祥寺図書館のシンボルツリーとなった。図書館はこのケヤキを囲むアール形に造られた。

民間の事業者が大ケヤキを移植した例もある。吉祥寺本町一丁目の駐車場跡に、四階建てスポーツ施設の建設計画で担当課に宅地開発等指導要綱の事前協議があった。予定地の南東部には亭亭たるケヤキが一本。市はケヤキを残すことを提案したが「ケヤキのための設計変更は難しい」と事業者。地元説明会では「子どものころ遊んだ思い出の木」と近隣住民は反対して署名を添えた要望書を市に出した。市もケヤキの移植を事業者に申し入れ、事業者は移植と計画変更に応じた。移植作業に五日を掛け、枝の剪定と幹巻ざんきに二日、根周りの掘り取りと根巻きに一日、仮の場所への移設と植える場所の穴掘りに一日、植え込みと支柱の架設に一日と計一〇日を要し、移植費用（七〇〇万円）は全額、事業者（メガロス吉祥寺）が負担した。

街路樹の選定も

大木シンボルツリー2000計画推進委員会は、「武蔵野市に最もふさわしい樹種を植栽する。

武蔵野らしく

その推薦リストを挙げて市民に広く知らせ、街路樹を決定すべき」と提案した。管理しやすい樹

種ばかり選んで、画一的になる街路樹では街の個性がなくなっていく。全国どこにでもある単調な景観と街並みは感じしないという。

街並みに潤いを与える緑の帯、街路樹は平成一七年度末の時点で、市道の二六路線に二一〇八本（植樹帯は二六路線で一・二キロメートル）ある。木の種類はサクラ、ケヤキ、イチヨウなど一八種だ。成蹊通りの一部（井の頭通りから五日市街道までの区間、中町三丁目・吉祥寺本町四丁目）には、この三分の一に当たる六種類の樹木（コブシやプラタナスなど）が取り混ぜて植えられている。

緑化環境センターでは、「公園街路樹マップ」を平成一七年三月に更新した。タウンウォッチングしてみると、毎年桜まつりのパレードもある市役所前の中央通り（緑町二丁目）は、一キロメートルのサクラのトンネルである。ソメイヨシノの寿命は平均すると五、六〇年。中央通りでも老木一一本は平成一九年度に人知れず引退し、若木に道を譲っていた。他のサクラの名所は伏見通り（八幡町一・二丁目）、境南通り（境南町二丁目）。ハナミズキの街路樹は温泉通り（現みずき通り）、アジア大学通りの名で知られる都市計画道路三・四・七号線の三鷹市との境界から花の通学路あたり（境一・二丁目）にあった。

街路樹の維持管理には苦勞が多い。苦情のトップは、夏場、病害虫が発生すること。病害虫の大量発生には農薬を散布し被害防止に努めればよいと考えがちだが、風に乗って運ばれた農薬を子どもが吸い込むと健康障害を起こす恐れもある。使用は避けたい。一五年九月から、住宅地での農薬使用を規制した。病害虫が出たら農薬散布はせず、被

害を受けた部分を剪定^{せんてい}するか、害虫を捕殺して防除に努める。日頃のパトロールで早期発見・即対応を心掛けるしかない。落ち葉も問題となる。特にイチョウの葉は、路面が濡れた時に滑りやすい。人通りの多い三鷹駅北口広場を取り囲むイチョウは市の委託業者に任されている。強風によって街路樹が折れる事故もたまにある。吉祥寺大通りに植えられているヤナギは、台風時、強いビル風も加わって数本倒れたことがあった。

(六) 「武蔵野緑化地区」の指定と「環境緑地制度」

武蔵野市の緑の減少には東京都も注目し、平成七（一九九五）年九月に、本市は都から「武蔵野緑化地区」の指定を受けた。指定の期間は五年間。「東京都緑の倍増計画」（東京における自然の保護と回復に関する条例）第二六条に基づいて、年二回の一万本の苗木の無料配布などを含め総合的な地域緑化が行われた。

市は、緑の保護育成の積極策として「環境緑地制度」を提案した。七年一二月の市議会で、「みどりの保護育成と緑化推進に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、「環境緑地制度」が新設された。市内一〇か所がこの制度の対象となり、開発から緑を守った。

(七) むさしのリメイク「武蔵野市緑の基本計画」を策定

平成六（一九九四）年六月に「都市緑地保全法」が改正され、区市町村による緑化推進の独自の計画づくりが認められることになった。本市では、七年度から約二年かけて「緑の基本計画」策定の作業に入った。八年六月三日には庁内プロジェクトチームが「武蔵野市緑の基本計画（むさしのリメイク）」案を発表した。同計画は、一〇〇年後の

緑のまちを目指したもので、多摩二七市では初、都内二三区を含めても墨田区に次いで二番目にできた緑の総合計画である。八年度には大木2000計画などに基づいて作った緑のマスタープランを見直し、市民の参加を得てみどりの将来像と目標を設定した。計画案に対する市民の意見を参考にして、九年三月、「武蔵野市緑の基本計画」を策定した。

市は昭和五八（一九八三）年から平成八（一九九六）年までの一三年間に、すでに約一五〇億円を投入して二万四〇〇〇平方メートルの公園用地を購入してきたが、緑の基本計画の中では、次の四つの重点事業を挙げた。

①都市型市民農園など、農業ふれあい地区の整備をしてリメイクする。後継者不足で市内の農地が減少するのを防ぐため、働き手のない農園は、市民が入園料を払って農作業を楽しむ「入園型農園」に切り替える。

②市の貴重な水辺空間である仙川沿いに植樹し、親水・遊歩道化整備を行い、まちなみに潤いを与えるリメイクをする。仙川は武蔵川公園、かわばた公園、グリーンパーク遊歩道と連続している本村公園ともつながっている。これらの緑を有機的に結びつけ、新たな緑の軸、一大拠点とする。

③行政・住民・企業が連携した緑の保全・創出活動を行うために、公園緑化基金を活用した法人・グリーントラストを創設する。環境緑地の買い取り・設置・管理、緑化意識向上のための苗木の配布などイベントを開催する。

④「東部地区」、「成蹊学園・井の頭公園地区」、「武蔵野中央公園・仙川地区」の三地区を「緑化推進ゾーン」としてリメイクする。学校内や道路沿いにも植樹し、民有地の塀も生け垣にするよう指導していく。

これらの事業を通して、平成二七年までの二〇年間に、六年度現在二二・六パーセントである市の緑被率を三〇パーセントにし、七年度末現在四・二平方メートルである一人あたりの公園面積を、約三倍の一・九平方メートルにす

ることなどを、目標値として示した。

(八) 「武蔵野市緑化に関する指導要綱」

繰り返し述べてきたように、武蔵野市の緑の行方は、民間の緑をいかに残すか、市民が協力できる仕組みをいかに作るかにかかっている。そこで市は、平成九(一九九七)年二月一日から、「緑の基本計画」に基づく新指導要綱をスタートさせた。「武蔵野市緑化に関する指導要綱」である。一戸建ての場合、敷地面積が二〇〇平方メートル以上の土地であれば、建築確認申請の際、生け垣や花壇など緑化する面積を記入した緑化計画書を提出してもらうというものだ。罰則規定はないが、緑化推進の趣旨を理解してもらい、緑化の合計面積が敷地の約二〇パーセント以上の広さになるよう協力を求める。そして完成後、緑化を証明する写真や報告書を提出してもらうのだが、屋上緑化や、壁面にツタを這わせてもよし、駐車場の轍かたの間に芝生を植えてもよし、それも緑化面積に換算できる。八年度に市に出された建築確認申請の四分の三が、敷地面積二〇〇平方メートル未満であり、この指導要綱の対象外となる。二〇〇平方メートル未満であっても協力をしてほしい、これが正直、市の本音である。

マンションなど一〇〇〇平方メートル以上の建築物については、市は「都市計画法」や「都条例」、「市宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、緑化面積を二〇パーセント以上設けるよう義務づけ、緑化計画書の提出を求めてきた。協力の対象を一戸建てにまで広げたことにより、緑化に関する指導要綱が効果を発揮することを市は期待する。

(九) 緑化環境センターの設置

市では平成一四(二〇〇二)年四月一日の機構改革で、それまで建設部の中に置かれていた緑化公園課を廃止し、都市整備部に緑化環境センターを新たに設置した。緑化施策、環境整備の目標は、公園や緑地を創る「建設」の領域から、「市民参加による緑のまちづくり」へと進化してきたことを、緑化環境センターの設置によって明らかにした。市役所四階の都市整備部・緑化環境センターに、まちづくりレポーターや公園づくりに参加するボランティア市民らが訪れて、職員と打ち合わせができるように、大きな会議用デスクが用意された。お願いや申請のための「お役所」のイメージとは正反対の、オープンな、にぎやかなネットワークの空間となった。同センターは一九九一年に、防災安全センターの完成に伴い、西庁舎七階、市民協働サロンの向かいに移転した。

六 緑の受賞

「残したい日本の 成蹊学園のケヤキ並木は生活道路として利用されている。学生や市民が落ち葉を踏んで歩く音、音風景100選」 新緑の葉ずれの音、四季折々に織りなすやさしい音たちが、平成八(一九九六)年六月、環境庁の「残したい日本の音風景100選」に選ばれた。音の主は一二四本のケヤキ。並木は五日市街道に面するキャンパスの入り口から学園の中学校・高等学校の校舎に向かい、約六〇〇メートルにわたって弧を描き、七メートルくらいの間隔で高くそびえている。成蹊学園が池袋から移転してきた大正一三(一九二四)年五月に植えられたという。

昭和四六（一九七二）年には市の天然記念物に指定され、五七年一〇月一日、都民の日制定三〇周年を記念して「新東京百景」にも選ばれた。なお、全国音風景保全連絡協議会が平成九年二月に設立されたが、音風景一〇〇選の認定自治体として本市も同協議会に加わっている。

「緑の都市賞」

平成一〇（一九九八）年、第一八回「緑の都市賞」（財団法人都市緑化基金、読売新聞社主催）の建設大臣賞に、武蔵野市が選ばれた。同賞は昭和五六（一九八一）年に創設され、緑を用いた環境の改善、景観の向上などに取り組み、実績を上げた団体が毎年表彰される。本市の場合、計画の段階から市民がアイデアを出す「ワークショップ方式」による公園づくり、「緑のまちづくりレポーター」制度など、緑化行政への市民参加を多様な手法で実現させていることが評価された。（↓本節二）

「緑のまちづくりレポーター」（五一一人・町丁目毎に一人）は、平成五（一九九三）年四月一五日に初めはどんぐりレポーターの愛称で誕生した。レポーターは緑に関心のある市民ばかり。二年毎に市が委嘱する。緑化行政を担当する職員は必ずしも本市の市民ではないし、数年毎に配置転換もある。だから、このまちに住んでいる者がレポーターとして職員の目となり耳となり手足となつて情報をキャッチし、市内の緑の変化や大木伐採のうわさを市に伝える。市と市民の連携プレーである。

「緑のまちづくりレポーター」は、平成五年四～七月にかけて、みどり塾を実施した。講義「巨木は語る」、ネイチャーゲーム（井の頭公園）、講義「樹木医の基礎知識」、実技「植物を知る」（神代植物園）、講義「花マップづくりの話」、実技「緑の写真入門」（中央公園）といった学習を全員が集中的に行つた。

平成七年四月五日の「市報むさしの」の特集「緑のまちづくりレポーターのあゆみ」にも、活動が紹介されている。

テーマ別・地域別などのグループに分かれ、居住地域に存在する樹木、草木、草花などの緑の現状をくまなく調査したが、テーマ別グループ活動（五年一〇月～六年夏ごろまで）では、「地域の歴史コース」「土壌や生き物調査コース」「まちの緑探索コース」「緑の手入れ体験コース」「大木カルテ作成コース」の五つのテーマ毎に、見、聞き、足で得た情報が集まった。地域別グループ活動（六年四月～七年三月）は、各地域で自慢したい木をそれぞれ歩いて見つけ、「樹めぐりマップ」を作る、あるいは樹名板づくりなどをする中で緑の分布を確認した。こうして市民自らが体で感じた緑豊かなまちづくり情報は改めて市民に発信され、アイデア提供へと発展し、結果的に市の緑化事業に協力する市民を増やしていった。五年五月からは毎月「みどりのかわら版」を作成し、活動を市報で紹介している。

七 青梅市に「武蔵野市民の森」

森林は、地球温暖化の防止や気候の緩和、大気の浄化、水の保全、土砂災害の防止など、大切な役目を担っている。だが、近年、日本の山は荒れている。森を維持するための伐採や植林が行われなくなった。林業で生計を立てるのが難しいのと、相続を放棄した不在地主の山が多くなったからだ。多摩地区の森林も、同じ状況にある。

武蔵野市民が水道水源に感謝する意を込めて、青梅市や奥多摩の私有林・町有林を支援することになった。平成一三（二〇〇一）年八月、青梅市の森林の中に、二俣尾・武蔵野市民の森（三ヘクタール）が開設され、市は間伐整備費用（年間二〇〇万円・市民一人あたり一五円）を計上した。自然に恵まれた青梅市の地主と協定を結び、一定の条件で活用させてもらう。二俣尾は武蔵野市から電車（JR青梅線二俣尾駅下車、徒歩五分）で約一時間の距離。山を

持たない武蔵野市民が、たくさんの山に囲まれた青梅市の人たちと交流し、いかに山を守るか、いかにわれわれが森の恩恵を受けているかなどを学び、森林への理解を深める。

完全学校週五日制によって生まれた土曜学校のプログラムにも、武蔵野市民の森の森林体験教室が入れられ、森の動物たちの生態観察や林業体験を、小学生から中学生までが、森林インストラクターの協力を得て初歩から学ぶ。木工・竹細工、川遊び、草笛の講習会などがあつた。また、土曜学校以外でも、農作業（野菜の世話や収穫）、バーベキュー、流しそうめん、焼きいもなど、武蔵野の子どもたちには自然の魅力に触れることができる絶好の機会だ。

この活動には、水や空気の源として都民にとって大切な、多摩の森を育てる手伝いをする目的もある。市民の森を管理し、下草刈りなどの軽作業をして整備する仕事や、武蔵野市民を受け入れてイベントなどを市に代わってしてくれるのは、NPO法人「武蔵野自然塾」の人たちである。一八年七月に、この森の近くに「自然体験館」が建てられた。

八 緑のボランティア団体

平成一〇（一九九八）年に、市民団体・生きものばんざいクラブが木の花小路公園（吉祥寺北町三丁目）を維持管理する目的で創られたのを皮切りに、次々と「緑のボランティア団体」が誕生した。地域と花を愛する純粋なボランティア団体は、市と協定を結び、公園の維持管理を任される。公園の規模や諸条件に準じて花苗の購入に使う助成金が、団体毎に交付されている（地域毎に自宅から徒歩で参加する作業なので、交通費や茶菓子代は出ない）。

一四年度に緑化環境センターが設置されるまでには八団体が、その後一七年度末までには五団体（一九年度末までに、さらに八団体が加わった）が、各地域の公園を単位に自然発生的に生まれ、公園を利用したさまざまな活動も行われるようになった。基本的な作業は季節毎の花壇の模様替えや手入れ、日頃の清掃や水まきである。いずれも当番制を敷いたりして、それぞれの地域になじむ花壇づくり、みんなに愛される公園づくりに努めている。そんな地道な活動が、みんなの「みどり」、みんなの「まち」の意識を、道行く人にまで持つてもらうことになる。武蔵野市が「行政サービス総合評価連続第一位」（日本経済新聞社・日経産業消費研究所・平成一四年と一六年の隔年調査）になるのも、こうした「まちづくり」のアクションあつてこそ。市の職員や業者まかせでは目が届かない、きめ細かな日常的な維持管理は緑のボランティアだからこそこできる。

それぞれの団体がスタートしたきっかけや、会員数、維持管理する公園の規模には違いがあるが、年間活動計画書に基づいた自主的な活動、市との一定の距離を置いた協力の姿勢は同じである。団体数は、平成一九（二〇〇七）年一〇月現在で、以下の二〇団体である（二年毎に更新）。

● 生きものばんざいクラブ 略称 I B C、● 吉祥寺通り花壇の会、● もりもり森クラブ、● Ms Garden みどりの食いしん坊、● 青空会、● グループ・タンポポ、● 北町花のひろば、● しろがね公園クリーンクラブ 略称 S C C、● てんとう虫の会、● 東町はな・B A N A 会、● 境南さつき会、● 桜とみどりの会、● 武蔵野の森を育てる会、● 武蔵野ガーデニングコミュニティ、● あじさいの会、● 本田北公園花クラブ、● 本村公園フォーシーズンズ、● むさしのガーデニングクラブ、● 武蔵野農業ふれあい村、● 小道ガーデン。各団体の活動場所となる公園（所在地）・公園面積・協定締結年月日・会員数などは、資料編にまとめた。

第二節 ごみ・リサイクル・環境問題

一 クリーンセンター完成

(一) 市の中心地、市役所の隣接地に

目立つのは、白地に青磁色の横じまの入った高さ五九メートルの煙突である。初めて見た人は一瞬首を傾け、そこがごみ処理場と知って今度はびつくりすることになる。

市庁舎の北側、道路一本隔てただけの隣接地にクリーンセンターが出来たのは、この期がスタートして間もない昭和五九（一九八四）年五月だった。

敷地面積一万七〇〇平方メートル、建築面積四五七五平方メートル。工費約六〇億円。地上四階地下二階の焼却施設と地上三階地下一階の不燃・粗大ごみ処理施設とが一体化している。周辺住民に配慮して高さを抑え、どちらも半地下式の構造になっている。共に鉄筋コンクリート造り。市庁舎と合わせたブラウン系の落ち着いた外装は、とてもごみ処理施設には見えない。

焼却施設の正式名称は、武蔵野三鷹地区保健衛生組合（略称・武三保）立第二処分場（注・武三保は平成一五年三



まちの中のクリーンセンター、昭和59年5月完成

月解散（後述）。一日二四時間稼働で六五トンの生ごみ処理が可能な焼却炉三基（通常二基運転）を備えている。

一方の不燃・粗大ごみ施設には大型の回転ハンマーが付いた破碎機があり、一日稼働五時間で五〇トンを処理できる。

そして焼却場の東側に冒頭に書いた大煙突。三本の鋼製集合煙突を四角い外筒が囲っている。後に触れるが、高さも外装もデザインも市民の声が生かされた。

これらの施設を一極集中管理するのが、焼却施設の中にある中央制御室。焼却炉や破碎機の運転状況の監視や制御、クレーンの操作、排ガスの監視などを二四時間体制でコントロールしている。

最新の施設を視察に来た人は一様に目をみはるが、同時に賞賛してやまなのは立地環境の素晴らしさ。市の中心部にあつて、しかも住宅地に隣接している。周囲は緑に囲まれ、構内に入ると七〇〇〇本の樹木が植わっている。広い芝生もある。ごみ処理場に付きまとう悪臭も騒音もない。公園と錯覚して入ってくる人もいる。

周辺住民への配慮もあつて、公害対策には細心の注意を払った。有害ガス除去装置、電気集じん器、ごみピット配水処理施設、自焼防止器などを配し、悪臭防止のため焼却炉の入り口付近にはエアカーテンや扉も設けた。センター入り口には煙突から出る硫酸化物や塩化水素、窒素酸化物などの濃度が規制基準値に沿っているかどうかを示す表

示板も設置されていて、誰にも、ひと目で汚染度が分かる。

また、排ガス利用にも道を開いた。ごみの燃焼で発生する高温の熱は回収され、クリーンセンターの冷暖房や給湯、総合体育館の暖房、市営プール、市立第四中学校の温水プールの熱源として活用している。平成一五（二〇〇三）年三月からは市役所の空調にも利用されるようになった。

クリーンセンター建設 クリーンセンター完成に至る道は平坦ではなかった。市民参加と情報公開、徹底討論に集

特別市民委員会

約される建設過程に触れる前に、前の期までの動きを簡単にぞつておく。

市内の可燃ごみは、昭和三三（一九五八）年以来、三鷹市と共同で建てた同市新川の「ふじみ処理場」（武三保組合立）に運んで焼却していた。しかし周辺人口が増えるにつれて、特に隣接する調布市民から騒音、悪臭、ばい煙などに対する苦情が多く寄せられるようになり、四六年には本市のごみ搬入が実力阻止される事態にまで発展した。同年末、三鷹市長から「武蔵野のごみは武蔵野で処理せよ」とする申入書が市に届き、それを受ける形で市は「自区内処理」の方針を打ち出す。問題は、用地の確保である。五三年、当時の市長（後藤喜八郎）は市営プール（吉祥寺北町五丁目）を建設予定地と決めるが、住民の同意が得られない。地元の武蔵野市ごみ問題を考える連絡会（吉祥寺北町五丁目の住民団体）を中心に反対運動も起こる。五四年、市長が交替した。新市長（藤元政信）は予定地を白紙に戻し、改めて市営プール、市営総合グラウンド（緑町三丁目）、都立武蔵野中央公園（八幡町二丁目）、同小金井公園（桜堤三丁目）の四か所を候補地に選定、どこが適当かの判断を市民に委ねることになる。

そこで昭和五四年一二月に生まれたのが四か所の周辺住民、一般市民、専門家による「クリーンセンター建設特別市民委員会」（委員長・内藤幸穂・内藤幸穂事務所代表以下三五人）である。

同委員会は任期の一〇か月間に二六回の委員会、一一回の広報小委員会、四回の作業小委員会を開き、翌五五年九月、「最適地：は得られなかった」が、としながら、市営グラウンドを候補地と示唆する結論を出した。市長はそれを入れ、市議会も了解する。クリーンセンターの建つ現在地である。

この間の詳しい経緯は『武蔵野市百年史』に譲る。特筆しておきたいのは、市民参加の太いレールが敷かれたこと、行政が情報を公開し真摯に対応したこと、などである。

クリーンセンター・ 昭和五六（一九八一）年一〇月、クリーンセンター建設特別市民委員会の提言を踏まえて
まちづくり委員会発足 「クリーンセンター・まちづくり委員会」（委員長・寄本勝美早稲田大学教授。五八年八月、八太昭道オストランド代表取締役役に交替）が設置された。周辺住民代表九人、専門家五人、行政関係者三人の計一七人で構成する予定だったが、地元三団体のうち、参加したのは前記の「ごみ問題を考える連絡会」と緑町団地自治会で、建設に反対する緑町三丁目町会が参加を見合わせた。そのため、住民代表は一団体分の三人減って総勢一三人でのスタートとなった。

委員会は、要綱で「建設地の周辺住民の権利と利益を守り、クリーンセンター及び周辺まちづくりの計画・建設・運営に関する基本的かつ重要な事項を審議するため」の協議委員会と位置づけられ、具体的には環境アセスメント、建築仕様（設備内容、施設全体のレイアウト、建物の外観など）、塩化水素ガスなどの排出基準、周辺の土地利用などを検討し、提言するのが目的だった。

「三年間にわたり、計五〇人以上の委員の方々が延べ六〇〇時間以上の審議を積み重ねた」委員会は、七五回の討論の成果を五回の中間報告と三回の提言にまとめている。（↓資料編）

第一回の提言は、昭和五七年一二月。すでに工事は始まっていた。提言は、①ごみの処理・リサイクル関係、②周辺土地利用に関すること、③まちづくりの取り組み方、の三点。①では、クリーンセンターの排ガス排出基準のうち、塩化水素濃度を二五PPM以下にする、市民分別方式の継続（注・直前に市長から混合収集案が出ていた）、ごみ減量・リサイクルを目的とした武蔵野リサイクル事業団（第三セクター）の設置などを、②では、「緑」を基調とした土地利用を図ると同時に、緊急時に防災センターゾーンとして利用できるような配置、北側に「みどりのゾーン」と「スポーツゾーン」を設けること、煙突の形状は角型とし、色調は青磁色と白に近いグレーを基調として横ストライプに、と細かく踏み込んだ。また③では、建設地周辺住民の権利と利益を守るために設置されたまちづくり委員会の提言を最大限尊重すること、と念を押している。

三次にわたり

二回目の提言が出された昭和五八（一九八三）年一二月。クリーンセンターの全容が姿を現し、**多岐に及んだ提言** はじめていた。

提言は、北側の土地利用に絞り、第一回提言の②を踏まえ、より具体的な内容になっていた。つまり、北側土地の外周部に幅一メートルの緑のプロムナードをつくる、その外側道路の歩道部分は緑のプロムナードと一体化したものとし、境界は柵などで区分しない、緑のプロムナードで囲われた内部の西側半分にテニスコート五面をつくり、その北側は「子供広場」として自由に利用できるようにし、またプロムナード内の東側半分を多目的運動場に、などとしている。四か月前に、体育協会などから出された「体育施設の移設工事の早期着工の陳情」が市議会で採択されている。それへの配慮や、委員会不参加の緑町三丁目町会への気配りもあったのだろう。

北側の広場がその後どうなったかは、第五章第三節の三で詳しく触れているのでここでは省略する。

そして最終提言となる第三回は、昭和五九年一〇月。前の月に委員会に参加していない緑町三丁目町会と市の話し合いが合意に達している。クリーンセンターは試運転を終え本格稼働が目前に迫っていた。施設竣工をもってごみ問題は解決したとすることなく、今後もごみ問題と積極的に取り組むことを念頭にした提言は、①リサイクル事業の推進、②ごみ収集車カラーデザインコンペ、③クリーンセンター操業規定書の締結、④ごみ白書とごみ処理基本計画策定の四項目から成っていた。

①では、第一回の提言で挙げた武蔵野リサイクル事業団の運営主体を第一セクターに変更して早期実現を促し、また④では、毎日搬入・処理される家庭ごみと事務所ごみ、あるいは搬出される焼却灰、資源(鉄)・埋め立てごみの量と組成などを盛った「ごみ処理白書」の定期的刊行を提言している。

同提言は、一、二回目提言がこの時点ですべて生かされているかも概説し、「本委員会は、その任務をすべて終了することになる」として、同月、舞台から去っていった。

そして一二月、まちづくり委員会の役割を引き継ぐ形で、今度は周辺住民の三団体が参加して「武蔵野クリーンセンター運営協議会」が発足する。

(二) クリーンセンター運営協議会の二〇年

地元三団体九人と 昭和五九(一九八四)年一〇月、クリーンセンターが本格的に動きはじめた。

市側二人の委員が発足 直後の一二月、「クリーンセンターまちづくり委員会」(一〇月解散)の役割を引き継ぐ形で、「武蔵野クリーンセンター運営協議会」(以下、協議会と略)が発足した。委員は一人。地元の住民団体から九

人、市側から環境生活部長とクリーンセンター所長が加わった。地元の住民団体とは、クリーンセンターの建設地が決まって以来、さまざまな形でかかわりの深かった緑町三丁目、吉祥寺北町五丁目、緑町公園住宅（緑町二丁目、後の緑町パークタウン）の町会などを指し、クリーンセンター建設に異議を唱えてまちづくり委員会への参加を見合わせた緑町三丁目町会も今度は最初から参加した。吉祥寺北町五丁目の住民組織「武蔵野市のごみ問題を考える連絡会」はこれを機に、名称を「吉祥寺北町五丁目町会」と改めた。

「武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱」では、協議会設置の目的を「…クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため」として、「①クリーンセンター運営状況の監視、②地域住民の理解を深めるための広報活動、③環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動、④その他、目的を達成するために必要な諸活動」を行うとしているが、最大の役割が①の監視活動にあることはいうまでもない。

委員の任期は定めず、会長は「地元委員」の中から選ぶことになり、高橋鐵雄・吉祥寺北町五丁目町会長が初代会長に就いた。以降この期の終わる平成一七（二〇〇五）年までの二〇余年間に互選で延べ一二人が会長を務めた。

協議会はほぼ二か月に一回のペースで、クリーンセンターの会議室で開かれてきた。今期の終わる平成一七年には一四八回を数え、もちろん以降も継続して開催されている。

議題はその都度、事前に住民側と市側が持ち寄って調整してきた。ある委員経験者によれば夕刻から始まる会議は「原則二時間だが極めて真摯。酒が入ることはなく、時に議論が白熱して深夜に及ぶこともあった」という。

「相互信頼が基調だった」という市側の元委員も、「住民側の資料請求には可能な限り応じてきた。情報を共有し、問

題点はとことん話し合って決めてきた」と、改めてクリーンセンターの運営に果たしている協議会の役割を評価している。

クリーンセンター操業に 協議会はさまざまな成果を上げてきた。一つに、昭和六二（一九八七）年一二月の「武

関する協定書締結 蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」の締結がある。まちづくり委員会と市の間

で五九年一〇月に結んだ「暫定協定」が土台になっているが、さらに深く具体的に踏み込んでいる。

第一条で、「この協定は『武蔵野市公害防止に関する条例』の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする」として、「工場の規模および運営」に触れた第二条では「通常は二炉運転までとし、年始の運転は休止する」「焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとすることを確認、以下第三条で「公害防止対策」、第四条「ごみ収集車対策」、第五条「公害監視」、第六条「苦情処理」など一一一条にわたって細部を詰めている。詳しくは資料編に載せたので参考してほしい。

クリーンセンターでは以降、分別ごみの中のきょう雑物の問題、施設内での爆発事故など、さまざまな課題（↓次項）を抱えることになるが、操業をめぐって住民との間で深刻な事態に陥ることがなかったのは、「協議会」と「協定」の存在抜きには語れない。

とはいえ、すべてに平穩無事だったわけではない。議論が白熱した事例を一、二記録しておく。

一つは、昭和六〇年夏に起きた「迷惑料二〇〇万円」問題。緑町三丁目町会から市に出された要望事項の一つ、町会への補助金交付に端を発している。それにこたえる形で市は、迷惑料として地元三団体に二〇〇万円の支払い

を提示してきた。緑町三丁目町会と吉祥寺北町五丁目町会は受け取ることに同意したが、緑町団地自治会は態度を保留し、自治会の臨時総会を何度も開いて協議した結果、「拒否」することになった。マスコミでも大々的に取り上げられた(↓資料編)。紆余曲折の末、協議会では「三団体が足並みを揃えること」「市民に納得される方法であること」などを申し合わせ、六一年二月、運営協議会への補助金として毎年一〇〇万円を受け取ることで合意した。同時に三団体は、「使途については、運営協議会で充分協議し、合意確認の上で決める」などとした「確認書」を交わした。補助金は、後述する地元住民のバス研修などに活用されている。

もう一つ。平成一三年一〇月の運営協議会で市から住民側に、「最終ごみ処分場でのさまざまな問題から、処理量を早急に大幅に減らさなくてはならない危機的状況にあり、…その一環としてプラスチック焼却の方向で検討したい」という提案があった。

最終処分場における「さまざまな問題」については、三の「最終処分場」で詳しく触れるが、問題はプラスチック類の焼却処分である。プラスチック類はそれまで資源化の対象として焼却ごみとは別に収集されてきた。それを今度は焼却したいというのだから、住民側にはわかに納得できるわけがない。公害への不安もあるし、協定にも抵触する。資源化できないプラスチックの焼却問題は、こうして、長く厳しい討論に入っていく。とりあえず、試験焼却をして結果を見ることで合意した。地元住民への説明会などを経て、一四年五月、三つある焼却炉の二つを使って第一回(七日間)の試験焼却が行われた。焼却灰は専門機関の手でダイオキシン類、塩化水素、窒素酸化物などを測定、八月、いずれも基準値以下という結果が出た。翌一五年一月、一回目に使わなかった焼却炉で二回目(四日間)の試験焼却が行われ、ここでも基準値以下であることが証明された。結果を受けて市は周辺住民だけでなく市内全域で順次、説

明会を開催、地元住民は「苦渋の選択」で市の提案を受け入れた。同年一〇月、プラスチックごみの焼却が始まる。協議が始まってから二年が経過していた。

これに伴いクリーンセンターの施設改善、一部のごみの分別法の変更（二六年八月）などがあつたが、それは他項に譲る。

研修視察・講演会・協議会は定例の会議のほか、さまざまな活動を展開してきた。発足二〇周年にあたる平成一環境健康診断なども 七（二〇〇五）年八月、協議会は「クリーンセンターの今昔そして未来 パートナーシップの20年」と題する五四ページの冊子を刊行した。その中から「活動」の数々を紹介しておく。

平成三年から、委員の視察研修を行ってきた。「最新の処理施設」「話題の処理施設」などを選び、第一回は愛知県小牧市の岩倉衛生組合環境センターへ、六年の第二回は愛媛県松山市の南クリーンセンターへ出かけた。以降毎年実施、栃木県今市市（現日光市）、千葉県白浜町（同南房総市）、愛知県安城市などにも足を運んでいる。

委員の研修視察とは別に、地元の住民を対象に、昭和六一（一九八六）年から年に一、二回、日帰りのバス研修会を開催してきた。午前中は環境関係の公共施設や企業見学を行い、午後は周辺の観光地に立ち寄るスケジュールが組まれている。

年々参加希望者が増えているが、一回に一団体二五人・バス二台の制約があるため、より多くの住民に参加してもらおうと、イベントに振り替えた年もある。平成一四年一月には、クリーンセンターを会場に「運営協議会まつり」を開催、約三〇〇人が参加、一六年一月には運営協議会二〇周年記念事業を先取りしてセンター東側の広場で「エコフェスタ」を開き、約六〇〇人の参加があつた。

地域住民の環境教育の一環として昭和六二（一九八七）年から講演会も開催してきた。第一回は同年六月、クリーンセンター所長も務めた上田幸雄が「ごみと都市問題」を、同一〇月の第二回は中杉修身・国立公害研究所環境室長が「ごみ処理における住民の役割」と題して演壇に立った。以降年一回のペースで公害反対運動で知られた田尻宗昭、オーストランド代表の八太昭道、国立環境研究所の後藤典弘、生活環境評論家の松田美夜子など、ごみ問題に明るい各界の論客を招いてきた。

地元住民を対象とした「広報活動」の柱は「運営協議会だより」の発行である。昭和六一年の創刊号（↓資料編）と六二年九月の第二号は年一回発行だったが、六三年三月の第三号以降は年二回、三月と九月に発行されてきた。

協議会の活動報告、地域のごみ問題、市のごみ対策、クリーンセンターについての情報などのほか、ダイオキシン問題やプラスチック焼却問題などでは特集を組んできた。この期の終わる一七年九月で三八号を数えた。

前に触れた「協定」の第七条「地域住民を対象に、毎年一回環境健康診断を実施する」とした「環境健康診断」も続いている。

診断の内容は、市が市民対象に実施している「基本健康診断」に準じて胸部レントゲン、安静時心電図、血圧・脈拍・尿検査などだが、ほかに呼吸機能検査が加わっている。

受診希望者の増加に市では枠を拡大して対応しており、二〇〇人を超える年もある。検査結果は受診者に送られるとともに、本人の承諾を得てクリーンセンターでも管理しているが、平成一七年現在、大きな問題は発生していない。「こうしてクリーンセンターは二〇余年大過なく運営されてきた。これこそ協議会の最大の成果」と、二〇周年の時、会長を務めていた高橋健一（吉祥寺北町五丁目）は語っている。

なお、運営協議会発足時の「緑町団地自治会」は平成二二年四月、「緑町パークタウン自治会」、さらに一四年二月、「緑町二丁目三番地域住民協議会」と名称が変わった。

(三) クリーンセンターの歩み

武蔵野クリーンセンターの建物が完成したのは昭和五九(一九八四)年五月である。念入りの試運転を経て、同年一〇月に本格稼働した。建設に至る経緯、施設の概要については、(一)の「市の中心部、市役所の隣接地に」の中で詳しく書いた。最新鋭の施設である。普通に使用していれば問題は起こらない。事実、日々のチェック、半年ないし年一回の定期検査を繰り返す中で順調に推移してきた。

爆発事故一〇回、原因 事故とも無縁だったクリーンセンターに大きな「落とし穴」が待っていた。操業三年目の**の大半はガスボンベ** 昭和六一(一九八六)年五月、不燃粗大ごみ処理施設の破砕機で爆発事故が起きたのである。爆風が二か所の爆風口から外部に抜けた。破砕機本体に損傷はなく、防音材とシートなどの一部が傷ついた程度だった。原因は特定出来なかった。

二か月後の七月、二度目の爆発事故が起きる。一回目と同じ粗大施設の破砕機の中である。爆風はずっと大きかった。爆風口の防音材、シート、風洞、振動コンベアなどが破損し、修理に約四〇〇万円かかった。爆発跡から束になった卓上カセットボンベの破片一〇本が見つかった。

同年一二月、三回目の爆発事故。大事には至らなかったが、修理費は約七〇〇万円に膨らんだ。跡にプロパンガスのボンベが二本残っていた。

表 4-2-1 クリーンセンターの爆発事故発生状況

発生年月日	原因	修理費等
昭61.5.13	不明	約20万円
61.7.24	卓上カセットボンベの破片10数本発見	約400万円
61.12.23	小型プロパンガスボンベ2本発見	約700万円
62.8.12	カセットボンベ2本発見	約50万円
平6.4.7	プロパンガスボンベ1本発見	約2,500万円
9.3.11	可燃性スプレー缶(?)	約90万円
10.4.6	可燃性ガスボンベ	約3,500万円
10.10.27	不明	約30万円
16.9.28	アセチレンガスボンベ(推定)	仮復旧費378万円 手選別231万円 本復旧費4,200万円
17.3.10	不明	なし

注：爆発箇所はいずれも不燃・粗大ごみ処理施設内
[武蔵野クリーンセンター資料]

その後も何度か爆発事故が起きるが、大抵、跡からガスボンベが見つかっている。初回の爆発事故も同様の原因だったのだろう。

プロパンよりずっと強力なアセチレンガスボンベが原因と見られる平成一六(二〇〇四)年九月の爆発事故では風洞、振動コンベア、破碎機周辺機器などに大きな被害が出て、爆発対策工事として監視用カメラやモニターの増設・改善、ガス検知器、爆発軽減装置などで四五〇〇万円以上の出費を余儀なくされた。直接の被害ではないが、現場近くで打ち合わせ中の職員が、爆風で開いた扉に当たって軽いけがを負った。復旧に二週間を要し、その間職員総出の人海戦術で不燃・粗大ごみの処理に当たった。

翌平成一七年三月の「爆発」を最後に、爆発事故は起きていないが(二二年現在)、大小一〇回の事故(表4-2-1)を振り返ると、原因はごみを棄てる市民の側にあることが分かる。市では折に触れ、市報などを通じてごみ投棄上の注意を市民に呼びかけてきた。一八年以降の「不発」はその成果でもあるの

だろう。

最終処分場からの クリーンセンターの行程表からは見えてこない仕事がある。爆発事故でも触れた職員の手作業「辛い「メッセージ」」である。普段でも、焼却灰や破碎ごみの最終確認に手作業が付いて回るけれども。

関連して、語り草になっている話がある。クリーンセンターで処理された焼却灰などは日の出町にある最終処分場に運ばれて処理されてきた。平成一三（二〇〇一）年七月、最終処分場を管理・運営する「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」から、本市の搬入したごみの中に不適廃棄物が混入している、として、現物を添えて改善を求められた。その後も何度か同様の申し入れを受け、その度センターでは手作業で金属類や規定の大きさを超えるゴム類などを除去してきたが、一五年四月に至り、再度文書で改善の要請書が届いた。センターでは緊急措置として四月から五月にかけて二週間、ごみ収集の終わった夜間に二五人の職員（当時）が総出で不適物の除去に当たり、さらに「その後、五月二〇日より手選別ラインを設置し、八人体制で除去作業を行いました。狭いスペースに冷房もない悪臭の中、特に夏は過酷な作業でした」と、クリーンセンター運営協議会のまとめた「クリーンセンターの今昔そして未来」（前出）の中にある。ガラスの破片なども混じり危険極まりない。

不適廃棄物の発生もまた、施設上の問題というより、一義的には棄てる側に責任がある。

クリーンセンターの歩みを見てみると、役割の大きさに比べセンター側が自発的に取り組める権限が少ないことに気づく。そう定められているといってしまうと身も蓋ふたもないが、事故への対応と同様に施設の改善も勝手に、とはいかない。これも（二）で書いたので重複は避けるが、平成一三年から一五年にかけて論議を呼んだプラスチックの可燃ごみの焼却問題もそうだった。行政の要請と住民の間に挟まって、センターは受け身に終始せざるをえない。

ダイオキシソ類 公害には細心の注意を払ってきた。悪臭も騒音もない。当然、苦情が来ることもない。情報公開の対策を徹底化 の要求にも応えてきた。それが地元住民との約束でもあった。

しかし、ここでも住民の信頼を一気に崩しかねない事態が「外部」からもたらされた。平成一〇（一九九八）年四月、大阪府能勢町のごみ焼却施設「豊能郡美化センター」周辺の土壤から高濃度のダイオキシソ類が検出された。メディアが連日大きく報じた（↓資料編）。間もなく、原因は同センターのごみ焼却後の排ガスを洗浄する水などにあることが分かった。ダイオキシソ類の付着した水は冷却されて開放型冷却塔から霧状になって排出され、それが土壤を汚染していた。

ダイオキシソ類は発ガン性のある猛毒の有機塩素化合物である。加えて、能勢町と同じ開放型冷却塔のある処理場が全国に三六か所あり、本市もその一つであることが分かり、騒ぎが押し寄せてきた。

同型とはいえ、美化センターとはごみの焼却方法が違う。燃焼温度も本市の方がずっと高い。美化センターでは洗煙排水を循環利用していたが、本市では利用していない。何より直近の調査で出たダイオキシソ濃度六・五ナノグラムは厚生省の基準値（八〇ナノグラム）よりずっと低い。にもかかわらず関連して一〇月、東京都による大気と水質に関する立ち入り検査と厚生省の要請に基づくクリーンセンター敷地内の土壤と冷却塔循環水のダイオキシソ類調査が行われた。いずれも問題がなく、間もなく騒ぎは沈静化していった。それでも、ダイオキシソ類濃度の基準値が一年一二月から五ナノグラムとなるのを見越して、クリーンセンターでは八年から着手した基幹整備の一環でダイオキシソ対策のための大がかりな改修・更新工事を施した。詳しくは次項で触れる。

なお、前述した一〇月の土壤調査を機に、本市では同年から毎年、クリーンセンター周辺三地域（緑町ふれあい公

園、むさしの市民公園、市立大野田小学校)、こうちゃん公園(緑町二丁目)、市立第五小学校(関前三丁目)、同境南小学校(境南町二丁目)の市内六地域で、土壌調査が行われるようになった。

五か年計画で施設を更新・改善 施設の性格上やむをえないのだから、施設の改善・更新は専ら、前述のようにごみの収集方法を変更や不具合など安全・安定処理に支障を来さないよう、予防保全の形で行われてきた。

平成四(一九九二)年一月、ごみの大型化に対応して大型可燃ごみ破碎機が稼働した。同年一月には増え続けるプラスチックごみを圧縮して容積を減らすため、プラスチック減容(量)機が稼働した。最終処分場の延命が最大の狙いだった。

設備は使うほどに老朽化する。耐用年数もある。平成八年から五か年計画で初めて大がかりなメンテナンスが行われた。最初の二年は基幹的施設整備と位置づけられ、八年度にまず燃焼ガス冷却設備(二号ボイラー改修)、排ガス処理設備(二、三号有害ガス除去装置改修)、灰出し設備(一号灰押し出し装置更新)、計装制御設備(全系統公害防止監視装置更新)が、続く九年度は三号炉の燃焼設備の更新・改修、一号ボイラーの改修、二、三号の灰出し設備の更新などが行われた。

平成一〇～一二年はダイオキシンの削減対策が中心となり、一〇年度は受け入れ供給設備、一号系統の燃焼設備の更新・改修、一号ガス冷却塔、ろ過式集塵装置(バグフィルター)の設置などが行われた。(↓資料編)

この年、前述した大阪府能勢町のダイオキシン騒動が起きた。急遽、「高濃度ダイオキシン緊急対策」として排ガス処理設備の一部で「豊能郡美化センター」で問題となった開放型冷却塔を密閉型冷却塔に更新、排水処理設備を設置した。

続いて一一年度には積み残しになっていた二号系統の燃焼設備の更新・改修、二号ガス冷却塔、二号ろ過式集塵装置の設置などが、また一二年度には三号系統の燃焼設備の更新・改修、三号ガス冷却塔、三号ろ過式集塵装置の設置や受け入れ供給設備（ごみクレーンの自動化）などの整備が行われた。一〇年度に一号機から始まった通風設備の整備も、三年目で終了した。

約四四億円を投じた五か年計画達成でクリーンセンターは大幅に若返った。

そして平成一六年三月、選別能力の低下やごみ質の変化を受けて、粗大ごみ処理施設の内部をほぼ一新、金属類の回収率も大幅に向上した。この結果、不燃ごみの焼却も一気に進み、後述する三の（二）に掲載している図4-2-1に見るとおり、二ツ塚最終処分場への不燃ごみの搬入がゼロとなり、本市から二ツ塚に搬入するのはエコセメントの原料となる焼却灰だけとなった。

新武蔵野クリーン クリーンセンターにも耐用年数がある。従来、平成二六（二〇一四）年頃までといわれてきた。**センターに向けて** 新クリーンセンターの建設は、次の期の大きなテーマとなる。

一七年度に実施した維持管理状況調査で、クリーンセンターの主要施設である廃熱ボイラー本体の耐用年数（約三〇年）から見て、二六、七年がセンターの耐用年限であり、他の主要施設の更新時期もその頃に集中していることが分かった。

調査結果を受けて市では平成二〇年六月、「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」をまとめ、同八月には整備用地や新施設のあり方、周辺地域のまちづくりなどを検討する「（仮称）新武蔵野クリーン施設まちづくり検討委員会」を設置した。そして、同委員会の最終報告書（二一年六月）などを参考に、二一年一二月、「市の基本的

考え方」をまとめ、現在地の東側に、平成二七～三〇年の間に、新施設を建設・稼働することが決まった。

二 ごみを減らそう！ 再利用で

(一) 収集法の移り変わり

次ページの表4―2―2を見ていただきたい。今期末（平成一七年）現在の一般廃棄物の分類や処理方法などをまとめたものである。

廃棄物の全てをごみと呼ぶのは語弊があるが、実に多種多様であることが分かる。

本市では昭和四六（一九七一）年以来、ごみステーションに出された可燃ごみを週に三回、収集車で回収してきた。その過程で、五三年一月から古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、古布など）の分別収集を始め、同年九月からは不燃ごみを、資源ごみ（空きかんと空きびんに分別）と埋め立てごみに分けてきた。そこまでが、今期がスタートする五八年当時の大まかな収集法である。

昭和五八年一〇月、公害防止の見地から水銀を含んだごみを有害ごみとして分別収集するようになった。翌五九年一〇月、クリーンセンターが本格稼働する。金属類の機械選別が出来るようになって六〇年四月から分別法を一部変更、資源ごみとしてきた空きかん類を不燃ごみと一緒に収集するようになる。以降、平成三（一九九一）年六月から牛乳パック、同九月から廃食用油をそれぞれ「拠点回収」（次項で詳述）するようになるなど細かい変更を加えながら、

表 4-2-2 廃棄物の区分と収集処理法

(平成17年現在)

種 別		収集方法	収集回数	処理区分	
(一部事業系を含む) 家庭廃棄物	可燃ごみ	戸別収集	週 2 回	焼却・埋立	
	不燃ごみ			週 1 回	選別・焼却・埋立
	資源物		古紙・古着		再生
			びん		
			かん		
			ペットボトル		
その他のプラスチック製 容器包装	資源回収・無害化				
有害ごみ					
家庭廃棄物	粗大ごみ	戸別収集	随時	焼却・埋立	
	牛乳パック	拠点回収	週 2 回	再生	
	廃食用油	拠点巡回回収	年間48回		
	集団回収	古紙、古着、アルミかん等	業者引き取り	随時	
事業系一般廃棄物（資源物及び処理施設の機能に支障が生じるものを除く）		戸別収集	随時	焼却・埋立	
事業系一般廃棄物のうち資源物				再生	
動物死体	犬・猫等	持ち込み			火葬

注：「平成18年度事業概要」をもとに作成

今期末の一七年に至る。その間の収集法の移り変わりをたどっておく。

処理から再利用へ

平成五（一九九三）年六月、従来の条例を全面的に改め

て「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」が施行された。それまで、集めたごみをいかに処理するかに重点を置いていたごみ行政が、この条例を機に、「減量と再利用・資源化」に大きく転換する。六年一二月、発泡スチロールとペットボトルの拠点回収（次項）も始まる。

平成八年五月、市民・有識者・事業者・市の四者で構成する「廃棄物に関する市民会議」が「事業系ごみ全面有料化」の答申を出したのを受けて九年一〇月、商店や事業所から出される事業系ごみが全面的に有料になった。

商店や事業所からは、ダンボール類など大量の

廃棄物が出る。市ではそれまで一日平均一〇キロ以上出す事業所の廃棄物は許可業者の手に委ねる一方、全体の約三〇パーセントを占める一〇キロ未満の事業所の排出分は家庭ごみと一緒に無料で収集してきた。有料化は、その無料分をごみ処理手数料として有料のごみ袋を買って使う方式。事業者の自己処理責任の徹底、負担の公平化などが狙いだった。

同時に収集法の一部を変更、昭和六〇（一九八五）年以降不燃物として扱ってきた空きかんを資源物として分別し、新たに「資源の日」を設け、不燃物と同じ日に収集していた資源物と有害ごみを、別の日に集めるようになった。続いて一二年七月、今度はペットボトルとその他のプラスチック製容器包装類を対象とした「資源の日」をもう一日新たに追加した。代わりに、可燃ごみの収集日が一日減って週二回となり、以降可燃ごみ・資源物が週二回、不燃ごみ（平成二二年四月から月二回に）・有害ごみ週一回となり、その形が今日まで続いている。

平成一三年四月、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が施行され、粗大ごみとして処理されてきた家庭用冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ（一六年四月から冷凍庫を追加）は買い換えの際小売り店が回収し、メーカーの手で部品や材料などの再利用・リサイクルが図られることになった。

さらに一五年一〇月には経済産業省・環境省令の改正により家庭用パソコンもメーカーなどによるリサイクルが義務づけられる。こうして粗大ごみとして処理しにくかった商品の数々がごみ収集の対象から外されていった。

なお、平成一三年一〇月から、粗大ごみの収集にシール制が導入された。電話で申し込む際、品目やサイズなどを伝えるとポイント（料金）と収集日が決まる。基本料金は一〇〇〇円（一〇ポイント）で五ポイント刻みで切り上げ加算され、それに見合ったシールを購入して処分する仕組み。

本市ではそれに先立つ一五年八月、五年前に策定した「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」を数値目標を中心に見直した調整計画を策定するが、その中の重点施策の一つとしてごみの排出者責任の明確化を打ち出し、収集方法の一部変更と家庭ごみの有料化（↓資料編）の検討が始まる。前後して東京都市長会が「家庭ごみの有料化」を政策提言したこともあつて取り組みに拍車がかかる。同時に収集日にごみをステーションに出す方法から戸別収集に切り換える方向も固まる。

平成一五年一〇月、一年後に有料化と戸別収集を始めるのを視野に入れたごみ減量キャンペーンを展開するが、それについては次項の「減量・再利用」で詳述する。

戸別収集には、前段がある。本市では平成一五年四月から「ふれあい訪問特別収集」「狭あい道路特別収集」と呼ばれる戸別収集を一部で実施してきた。前者は、①六五歳以上で介護保険の要介護2以上のひとり暮らし世帯、②身障者手帳1〜2級の交付を受けている人のみの世帯、でそれぞれ希望する家が対象。当初四〇軒だったが、一年で三倍以上に増えた。

後者の狭あい道路とは、通常のごみ収集車が入れなくて、①通り抜け可能で、②九〇メートル以上ある小路と定め、一八路線・六七〇世帯を対象にスタートしたが、一六年七月から②の条件を六〇メートル以上と改めて六四路線・一九八九世帯に広がった。

両者とも事前に担当職員が戸別訪問して細かい詰めを行ったが、前者では福祉の部類に属することでもあるが、希望する家では収集時にひと声かけることにしたところ、不幸な事態を未然に防ぐケースがあったりした。（↓資料編）戸別収集といい有料化といい、容易な作業ではない。あらかじめ職員が手分けして市内全世帯を一軒々々回りなが

ら説明し、住民と相談のうえ、ごみの置き場所などを決めた。平成一五年一二月の「市長と語る会」(武蔵野芸能劇場)を皮切りにコミセンなどで一三回の市民懇談会を開いたほか、一六年七月から九月にかけては主に有料化についてコミセン、小学校など三四会場で九七回の市民説明会(↓資料編)を開いている。

戸別収集はまず、御殿山、西久保、桜堤の三町をモデル地区に平成一六年二月から試行され、五か月の「実験」を経て同年七月から吉祥寺本町、同南町、同北町、八幡町、境、境南町の六町に広がり、同一〇月から残る吉祥寺東町、中町、緑町、関前が加わり、全町実施となった。その結果、市内約四〇〇〇のごみステーションがなくなり、まちの美化にも大きく貢献した。

戸別収集、有料化を前に、平成一六年八月、分別方法も一部変更、古紙類の一層の分別・資源化を進めるため新たに「雑紙」を設け、袋出しでよくなった。それに先立つ二か月前、資源化できないプラスチック類が分別区分の変更で可燃ごみとして扱われるようになっていた。(↓資料編)

収集法に関連して、拠点回収、集団回収もあるが、主たる狙いが資源の再利用にあるので、次項で触れることにする。

(二) ごみの減量化と再利用

ごみをいかに減らすか、また出たごみをどう資源化するかというのは古くてかつ新しいテーマである。以前から、ごみ行政の底流にはその考え方が流れていた。とはいえ、主たる課題はごみをどう集め、いかに処理するかのほうにあったことは、前項で述べたとおりである。

転機となったのは平成五（一九九三）年六月の条例であることも、前項で触れた。新条例では物の生産・流通・消費から最終処分に至る各段階で、行政と市民・事業者が一体となつてごみ発生の抑制と徹底した再利用、つまりごみの減量と資源化を目指すべく舵^{かじ}を切り換えたのである。

また平成一〇年八月には「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」（↓資料編）を策定、ごみの発生を可能な限り抑えることを第一に据え、そのうえで出されたごみについて資源化処理を拡充するために数値目標を設定した。その途上の一五年八月には基本計画の見直しを行い、「循環型社会」への転換を明確にするとともに、一九九年度までにごみ量を一三年度の水準より一〇パーセント以上削減し、排出ごみに占める資源化ごみの量（総資源化率）を二五パーセント以上、埋め立て処分率を一〇パーセント以下とする数値目標を掲げた。

目標は全て、計画どおり達成されることになるが、市がこれほどまでに減量にこだわったのは、一にかかつて最終処分場の延命にあつたことはいまでもない。日の出町の二ツ塚最終処分場の埋め立てがどんどん進む。満杯になつた後の処分地はもう確保する見通しが立たない。ならば可能な限り減量化に努めるしかない。

一方、国の方でも平成九（一九九七）年四月、前項で触れた「容器包装リサイクル法」を施行、一二年四月から「その他のプラスチック製容器包装」と「その他の紙製容器包装」を対象品目に追加して完全施行した。さらに同年六月、「循環型社会形成推進基本法」の公布で初めて「循環型社会」という言葉の定義が成された（市が使用する三年前）。そして一三年四月の「家電リサイクル法」の施行へとつながっていく。

国や市のこうした法律・条例の整備に促されてごみの減量・資源化の流れが加速していく。改めて記すまでもなく、前項で見てきた収集法の変更のほとんどは、この流れと動きを一にしている。

減量についていえば、事業系ごみの有料化（平成九年一〇月）、粗大ごみのシール制（同一三年一〇月）、家庭ごみの有料化・戸別収集（同一六年一〇月）などはいずれも目的の一つがそこにあったし、資源化もまたそれらの目的に含まれ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法の施行も同様である。

前項でも少し触れたが、市では平成一五年一〇月、一年後に実施予定の戸別収集、家庭ごみの有料化を視野に入れ、「武蔵野市二三十万市民・減量キャンペーン」を展開した。市民一人ひとりが一日に出せるごみの量（タバコ一箱分）を感じ取ってもらうのを目的に、「これしか出せないの!?!ごみ袋」と刷り込んだ袋を作り、各戸に配布した。以降減量キャンペーンは繰り返し行われている。（↓資料編）

平成一六年一〇月から実施された戸別収集はごみを出す側の排出者責任の明確化、トラブルの減少、ごみに対する意識改革などを目的とし、結果的にごみの減量効果を狙ったもので、実施一年後の集計で燃やすごみ・燃やさないごみは一八パーセント減り、逆に資源化される古紙類は五六パーセント、その他のプラスチック製容器包装類も八七パーセント、共に増えるという成果を上げた。また家庭ごみの有料化に伴う有料ごみ袋の廃棄物処理手数料も同期間二億〇九〇〇万円に達し、市財政に少なからず寄与した。

ほかに、ごみとして出す前に資源化しようという動きも広まっている。代表的な例が生ごみの処理。家庭や事業所から出る生ごみを堆肥化すれば減量効果もある。

市では平成六年三月、市立本宿小学校と境南小学校に業務用生ごみ処理機を設置した（↓資料編）。給食から出る生ごみを堆肥化しようという試みである。同年一二月には新設の吉祥寺ホーム（吉祥寺北町二丁目）にも導入した。続いて八年六月桜堤ケアハウス（桜堤一丁目）、同七月ゆとりえ（吉祥寺南町四丁目）、さらに九年に入って市立境保

育園（境四丁目）、市宮北町第二住宅（四八世帯）など、市とかわりのある施設に次々と設置、一〇年五月には市庁舎にも一台設置した。

一方で個人住宅への普及にも乗り出し、平成七年一〇月から家庭用生ごみ処理機を購入する際、三万円を限度に補助金を出すようになった（平成二〇年度に廃止）。市民団体「クリーンむさし」を推進する会（次項参照）も斡旋に乗り出す。

こうした成果を踏まえて市では平成八年、桜堤団地（現サンヴァリエ桜堤）の建て替えが決まった際、団地ぐるみの生ごみ処理（↓資料編）を構想、家主である住宅・都市整備公団（現都市再生機構）との間で合意に達し、協定を結んだ。大型団地では全国初の取り組みである。一一年一〇月、第一期工事が終わった段階で一三台が、続いて第二期工事完了の一六年三月に六台、さらに一七年一二月に一台、計二〇台が設置された。

各戸から出る生ごみはステンレス製の生ごみ処理機の中でコンポスト（堆肥）化され、緑葉チップを補助材とした完熟堆肥に生まれ変わる。堆肥は近隣農家での利用を図っている。巡り巡って再び食卓に還ってくる生ごみ処理を同団地では「コンポスト・サークル」と呼んでいる。

市ではこれを機に、市内の五〇世帯以上の大型マンションにも生ごみ処理機の設置を呼びかけた。

集団回収 分別回収とは別に、市では昭和五三（一九七八）年四月に「資源物集団回収事業補助金交付要綱」を作

拠点回収 り、住民団体、子ども会、父母会などおむね二〇世帯以上のグループに呼びかけ、登録団体には事務経費などを補助して新聞、雑誌、ダンボール、古着などの集団回収を推進してきた。専門業者に回収された資源物は再生工場に運ばれて生き返る。ごみ減量・資源化に役立つだけでなく、団体の活動資金も得られるとあって市民の関

心は高く、今期末の平成一七（二〇〇五）年度には一五一団体（約一万八五五四世帯）・一七業者にまで広がった。ちなみに同年度、新聞二一四万三二八五キロ、雑誌七八万四一五五キロ、ダンボール三一万四三九三キロなど三三七万一七七五キロの資源物が回収された。市のごみ発生量の約六・二パーセントに当たる。

また、個人がスーパー、デパート、コンビニなどに設置された回収ボックスに資源物を持ち寄る拠点回収もある。平成三年六月から牛乳パックが、同九月から廃食用油（コミセン、クリーンセンター）が、また六年一月からペットボトルと発泡スチロール製トレイが対象となった。このうち牛乳パックは六年一月から、それまで市内四か所だった拠点がコミセンなど二二か所（一七年度現在）に拡大したが、戸別収集開始に伴いペットボトルと発泡スチロール製トレイの行政による拠点回収は一七年九月で廃止となった（スーパーなどによる回収は継続）。

ほかに、シルバー人材センターでは排出される粗大ごみで、まだ使えそうな家具類、自転車などを引き取って、再生することに取り組んでいる。歴史は古く、昭和五二（一九七七）年に市が廃棄物再生利用事業実施要綱を作り、翌五三年四月、シルバー人材センターと協定を結んで本格化した。リサイクル作業所で毎日一〇数人が再生作業に当たり、出来た商品は青空市や各種イベント会場で販売されるほか、直接センターへ買いにくる人も多い。ごみの減量化と同時に、高齢者の雇用、生きがいづくりにも役立っている。

(三) ごみのない美しいまちへ

都市の景観をめぐる、しばしば美観論争が起きる。古い例では、「お江戸日本橋」の上を走る高速道路や東京タワーも組上に乗った。ひと口に「美しいまち」といっても一筋縄ではいかない。主観に左右される。本市でも近年、個人

住宅の壁のデザインをめぐって反対運動が起きたりした。逆に電信柱に配列の美を見る人だっている。

カラス去る

ややこしい対象は他項に譲ることにして、ここでは分かりやすい街のごみについて。

まず思い浮かぶのは、早朝の路上に散乱する食べ物の残りかすの類。犯人は言うまでもなくカラスやネコ。市では他の自治体に先駆けて平成二（一九九〇）年一〇月からゴルフ場の廃ネットを利用して作った防鳥ネットの貸し出しを始めた。カラスたちはいつとき退散したが、間もなく目の粗さを突いて復活した。七年一〇月から網目を細かくして対抗した。ごみの戸別収集で貸し出し中止となる一六年九月までに約三〇〇枚を貸し出した。

カラスやネコの撃退は一定の成果を上げたが、ごみの山を荒らす不心得者は後を絶たない。古新聞、古雑誌などを抜き取って、後はそのまま。そこをまた、ネコやカラスが狙う。

それらを封じて大きな成果を生んだのは、前項で述べたごみの戸別収集である。平成一五年四月、まずふれあい収集、狭あい道路の特別戸別収集が始まった。そして一六年一〇月から市内全域の戸別収集へ。住宅の敷地内にごみを置くようになり、週に四、五回路上に出現した市内約四〇〇か所のごみステーションが消えた。まちがすつきりして抜き取りや持ち去りも大幅に減った。

事業所のごみ有料化で商店街のごみが大幅に減った例を挙げるまでもなく、ごみ収集法の変更自体、街の美化に大きく貢献している。それでもなくならないのが、タバコのポイ捨て。吉祥寺駅周辺などの繁華街が特にひどい。平成一五年二月と五月に喫煙マナー向上キャンペーンを行った。路上喫煙対策として駅周辺の商業関係者や市民団体などで構成する「ようこそ美しいまち委員会」で協議した結果、「喫煙は大人としてのマナーを守りつつ楽しむべきもの」という考えから、喫煙者にマナーポイントでの喫煙を呼びかける分煙方法を取り入れた。翌一六年三月、「ようこそ

美しいまち推進事業実施要綱」が出来て、同四月、吉祥寺駅周辺の繁華街を路上禁煙地域に指定、土・日曜、祝日の午後一〜三時にはマナー推進員が巡回指導するようになった。そして翌一七年七月、三鷹駅北口、武蔵境駅の周辺を路上禁煙地域に指定し、路上禁煙・ポイ棄て禁止の呼びかけを行うなど、喫煙マナーの向上を訴えた。その後分煙が浸透し、路上喫煙者の七割以上が減少するなどマナーは向上しているが、それでもトラブルは絶えない。喫煙派の壁は思いのほか厚い。

クリーン作戦

歩きながら飲み食いする若者が増えている。おとながやるから子どもも真似る。ついでに包装紙や食べかすを平気で路上に棄てていく。これも繁華街に多い。商店主などが目を配っているが「年々ひどくなっている」のが現状。平成一三（二〇〇一）年一〇月、「ごみを減らして環境を大切に」をテーマにごみと環境フェスティバルを開催、一四年三月から毎週日曜日、午前八時から一時間、吉祥寺駅周辺の清掃に乗り出した。「名づけて「吉祥寺朝一番隊」。有償ボランティア募集に多くの市民が応えた。実働部隊の中心になったのは環境ボランティアの市民団体「クリーンむさしのを推進する会」の人たち。同会は昭和五二（一九七七）年に発足した「ごみ対策を推進する会」の後身。クリーンセンターが出来ることになり、五八年に名称を変更した。以来、市のクリーン作戦に歩調を合わせてきた。会員数約一〇〇〇人。市内に一二か所の支部も置く。地域におけるごみ減量・資源化、リサイクル活動、生ごみ処理容器の普及活動などを行うほか、会報「クリーンむさしの」（年三回）を出したり、各種イベント会場の清掃活動、ごみ分別の指導も行っている。

吉祥寺朝一番隊（↓資料編）に続き平成一五年四月には三鷹、武蔵境両駅周辺にも「朝一番隊」が誕生し、やはり日曜日の同じ時間帯に活動している。

市では他にも、平成二年六月から年一回の「ごみゼロデー」を設けて市民の協力のもとJ R三駅周辺の一斉清掃を行った。同年一月には「市内全域一斉清掃」の日を設けてJ R三駅周辺や主要道路、公園などで美化の推進に努めている。ちなみに一七年のごみゼロデー（六月五日）には一〇九〇人が参加、可燃ごみ六五〇キロ、不燃ごみ一七〇キロを、また市内全域清掃には五七八九人が参加、可燃ごみ三五八〇キロ、不燃ごみ五五〇キロを収集した。

こうした行政の取り組みに刺激されたように、市民の間から呼応する動きも出てきた。市内に拠点を置く「ニューホープユース」もその一つ。月に四、五日、夜間、吉祥寺駅周辺の路上のごみを拾って歩いている。「遊び感覚だけど、ご苦労さんと声をかけられるのはいい気分」と、ゼッケンを付けて大きなごみ袋を持った学生が語っていた。市内に一七か所あるコミセンや商店会でも地域の清掃活動に取り組んでいる例がある。関前久保親交会は月一回のクリーナーを設けている。

環境美化推進員

市では平成六（一九九四）年二月から、条例に基づき、「環境美化推進員」を市民に委嘱している（↓資料編）。任期二年、市内五一丁に各二人が目安で、総勢一〇〇人前後。当初は地域の見回り、市への意見やアイデアをハガキで書き送る活動だったが、一六年一〇月の家庭ごみの有料化後、翌一七年から町内の巡回や点検に加え、周辺の清掃活動にも乗り出すようになった。市の職員も三か月に一回、見回りに同行する。地区によって取り組み方に幅はあるが、町内に責任者を置いて町ぐるみの清掃活動を目指す活動をしている。

関前二丁目の広江^{ひろえ}は第二期の環境美化推進員を務め、クリーンむさしのを推進する会の会長も務めた。一〇余年前、定年を機に地域の清掃活動に参加した。以来、個人でも自宅前のグリーンパーク遊歩道や周辺の道路を毎朝四時起きで掃いている。落ち葉の季節には四、五時間かかるという広江は「市民一人ひとりが自宅の前を掃くようになれ

ば、まちはもつともつと輝く」と語る。行政が広報紙や啓発文書で呼びかけ、市民が応える。連携プレーが軌道に乗れば、ごみが視界から消えていく日も夢ではない。

二 最終処分場

(一) 谷戸沢処分場

昭和五九年、市民の出すごみのほとんどは収集車でクリーンセンターに運ばれてくる。しかし、クリーン日の出町の山間部にセンターは中間施設であって終着駅ではない。センターで資源化されるもの、再生可能なものは選り分けられ、残ったごみが焼却され、また細かく砕かれて今度はコンテナ車で運び出される。行き着く先が、最終処分場。都区内ではそこが有名な東京湾の「夢の島」だった。

「三多摩」のごみの最終処分場は、昭和五〇年代半ばまで多摩地区を中心に転々とした。多くは砂利を採ったあと穴。たちまち満杯になって、次の場所に移っていく。そんな事態に終止符を打つべく、本市は他の八市と一緒に昭和五一（一九七六）年、「東京都市廃棄物処分地管理組合」（五九年解散）を創り、都と連携しながら長期的に使える処分場探しを行った。その間、五五年から供用開始となった羽村町（当時）の処分場も三年が限界とされていた。そんな矢先、「管理組合」が検討していた候補地の一つ、日の出町谷戸地区の自治会から予備調査を受け入れてもよい、という話が入る。町は町で「スポーツと文化の森」構想を持っていた。「管理組合」とは別に、本市を含む二五市二

町で五五年十一月、新たに「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」（以下、処分組合と略）を設立（↓資料編）、紆余曲折の末、処分組合・日の出町・地元自治会の間で合意が成立、五六年二月、今期前半の最終処分場となる「谷戸沢処分場」（↓資料編）に向けた基本協定が締結された。

敷地約四五・三ヘクタール。開発面積三一・七ヘクタール、うち埋立地二二・〇ヘクタール、管理施設など九・七ヘクタール。緑地面積一三・六ヘクタール。また埋立容量は、廃棄物約二六〇万立方メートル、覆土（後述）分約二二〇万立方メートルの合計約三八〇万立方メートル。

全体は山間の谷間を利用したすり鉢状の土地である。防災、環境保全、埋め立て用覆土の確保、財政負担などを考慮して、①昭和五七年七月～五九年九月、②五九年五月～六〇年八月、③六〇年七月～平成元年九月、の三期に分けて造成することになった。当初、平成八年度末に満杯になる予定だった。

三者の間で公害防止協定が結ばれた昭和五七年七月、起工式が行われ、五九年四月、第一期工事の完成（同年九月）を待たずに焼却灰、不燃ごみの搬入が始まった。

埋立地の周囲をコンクリートで囲み、下部に厚さ一・五ミリの防水（遮水）シートを敷きつめ、汚水が洩れるのを防ぐなど工夫を凝らした構造についてはほぼ同じ構造となる次の処分場「二ツ塚」の項で詳述する。周辺環境に配慮して、ごみは粉塵が飛び散らないように水を撒きながら投棄され、無害化・安定化のためにすぐブルドーザーで土をかぶせ（覆土）る。ごみを土で挟むことからサンドイッチ工法と呼ばれた。

こうして谷戸沢処分場は毎日、多摩地区三六〇万人（当時）のごみをのみ込み、一期から二期、三期と埋まってい

地下水の汚染問題で ごみの最終処分場ではどこも、住民との訴訟問題が付いて回る。谷戸沢も例外ではない。詳細は住民側と訴訟合戦 述する紙数はないので、マスコミで大きく取り上げられた象徴的な争いに触れておく。

平成四（一九九二）年三月、処分場近くの住民が、遮水シートが破損しているのを見つけた。それがきっかけとなって水質汚染問題が発生する。処分組合は、住民から地下水の水質データの公開を迫られる。日本環境学会が周辺の地下水などから重金属類を検出したことが住民を後押しする。しかし、処分組合は「問題ない」としてデータの公開に応じない。住民側は調停を申し立てるが不調に終わる。

業を煮やした住民側は平成六年十一月、水質データの開示を求めて東京地裁八王子支部に仮処分を申請する。八王子支部は七年三月、住民の言い分を認めて処分組合にデータの開示を命じた。が、処分組合は応じないため、同年五月、一日一五万円（後に三〇万円に増額）の間接強制金の支払いを命じる。支払額はやがて一億九〇〇〇万円を超えた。

平成七年九月、処分組合は水質データの一部を開示するが、住民側は自分たちの見たい汚染の度合いの指標となる電気伝導度のデータが含まれていないとして納得しない。処分組合は「そのデータは元々とっていない」と反論、八年四月になって電気伝導度のデータの一部を公開するが、当然「とっていない」データは入っていない。

平成九年六月、東京高裁は地裁の決定を取り消し、住民の申し立てを却下する。処分組合が間接強制金を払う根拠がなくなった。今度は住民側が高裁判決は憲法違反として最高裁に特別抗告する。同時に受け取っていた間接強制金を返還することになるが、同年末には一億五七九五万円の現金を二つに袋に入れて処分組合に持ち込むと幕もあつた。

他に間接強制金を巡る裁判も双方から提起されるが、複雑になるので割愛する。

話は前後するが一方で処分組合は、地裁八王子支部の決定（平成七年三月）に対して七年四月、住民側にはデータ閲覧の権利はないとの確認を求める裁判を起こす。八年四月、八王子支部は住民側に軍配を上げた。処分組合はそれを不服として東京高裁に控訴するが、高裁は九月、住民の閲覧権を認める一方で、電導データの存在は否定する判決を下した。処分組合、住民側ともに納得せず、決着は最高裁に持ち込まれる。

こうして水質データの開示を求める仮処分申し立てと、その閲覧請求権の存否を巡る裁判は、ともに最高裁の判断を待つことになる。

平成一〇年一月、最高裁の結論が出た。前者について特別抗告審は住民側の請求を退けた高裁決定を支持、特別抗告を却下する決定（第二小法廷）が出され、後者の方は水質データの公開を命じた高裁判決を支持、住民の閲覧権を認めた（第一小法廷）。いわば痛み分けたが、すでにこの時点で谷戸沢は満杯になって閉鎖され、半年が経っていた。谷戸沢処分場の前期は高度成長期に当たり、ごみの搬入量が急増した。対策に苦慮した処分組合では平成四年、「三多摩地域廃棄物減容化基本計画」を策定、人口などを基準に各自治体の年間搬入量を決め、目標を達成した自治体には還付金を、また超過した自治体からは追徴金を取ることにした。

処分場を閉鎖した平成一〇年の八月、処分組合は四〇九年度の追徴金を発表した。目標を超過したのは七自治体、本市はトータルで四八六九立方メートル分貢献し、全体では一〇番目の成績だった。

(二) ニツ塚処分場

谷戸沢と同じ 谷戸沢処分場はどんどん埋まっていく。早晚、次の処分場が必要になる。処分組合では平成元（一

日の出町に 九八九）年から次の候補地探しが始まった。幸い、同じ日の出町の秋川街道を挟んだ玉の内地区の

自治会から処分場を受け入れてもよい、という意思表示（二年八月）があった。谷戸沢の時と同様の手順を踏み、五年二月、町と基本協定を結んだ。今のニツ塚処分場である。（↓資料編）

ところが平成六年一月、処分場の建設に反対する住民団体が計画用地の一部、約四六〇平方メートルを取得、トラスト運動を始める。その結末については、後に触れる。

平成八年三月、埋立地の造成が始まった。谷戸沢処分場と同様の理由で三期に分けて造成が行われることになる。

一〇年一月、ニツ塚処分場一部供用開始。同四月、谷戸沢処分場への搬入が終わった時点（↓資料編）で、全量搬入が変わった。一月も四月も、処分場に反対する住民の激しい阻止闘争が生まれ、マスコミでも大きく取り上げられた。

敷地五九・一ヘクタール。開発面積三一・〇ヘクタール、うち埋立地一八・四ヘクタール、管理施設など一二・六ヘクタール。緑地部分二八・一ヘクタール。

また、埋立容量は、廃棄物約二五〇万立方メートル、覆土容量約一二〇万立方メートル。当初予定では満杯まで約一六年を見込んでいたが、後述する理由で大幅に延長されることになる。

ニツ塚処分場は、「およそ考えられるすべての技術を駆使した全国の最終処分場のモデル」（処分組合発行の『20年

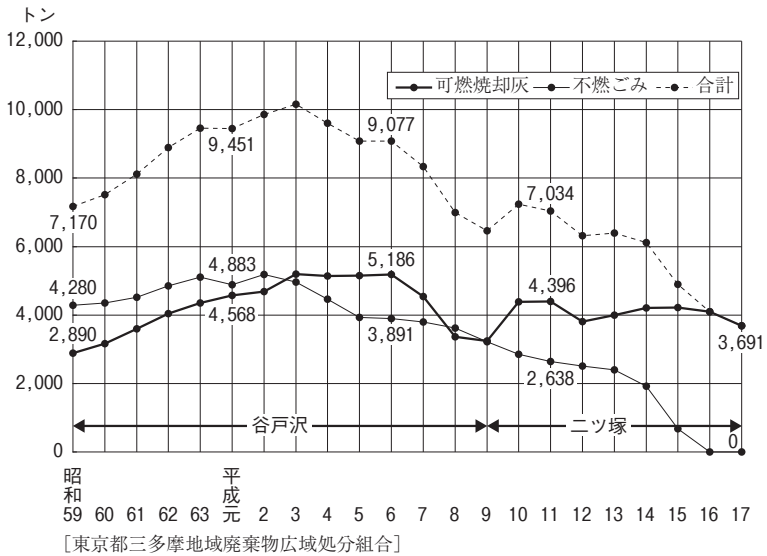
のあゆみ」から」とされている。その一端を、埋立区域に施した基礎構造について見ると、

基底部は、浸出水（埋立区域に降った雨水がごみに触れて汚れた水）が外に洩れないように厚さ一・五ミリの遮水シートを敷き詰め、その上下を保護材として不織布で挟み、さらに下部には水を通し難い混合土を、上部にもやはり水を通し難い保護土を入れている。その上には、浸出水を集めて処理施設に送る排出管が、また内部には遮水シートの破損の有無を監視する電気式漏洩検知システムが埋設され、さらに底部の混合土の中には浸出水の洩れをキャッチするモニタリングシステムも施されている。そして最下部には地下水を集め、かつ点検や維持・管理に使うトンネル「ボックスカルバート」が通っている。浸出水は集排水管で浸出水処理施設に送られて処理され、公共下水道に流される。埋立地の外の雨水が流れ込まないよう、外周には水路も設けられた。

廃棄物を運んできたトレーラーは計量後、埋立地に誘導され、ごみを下ろすと、すぐにブルドーザーが平らにならし、覆土用の土を積んで待機している車が土をかけてごみを覆ってしまう。断面が細胞のように見えることからセル工法と呼ばれる。

こうして第一期埋立区域が満杯になると第二期工事区域に移り、二ツ塚も次第に埋まっていくのだが、平成一二年九月から、それまで一緒に埋めていた焼却灰と不燃ごみを分けて埋めるようになった。次項で詳述する「エコセメント」計画を想定した取り組みだった。そして、期を越えた一八年七月、エコセメント事業が始まると、処分場の役割が大きく変わる。廃棄物の八割を占めていた焼却灰のすべてがエコセメント用に供されるため、処分場に棄てられるごみ（不燃ごみ）は激減し、その結果、二ツ塚は大幅に延命することになる。なお、エコセメント事業を控えて同年五月、処分組合は「東京たま広域資源循環組合」と名称を変更した。

図4-2-1 最終処分場へのごみ搬入量（武蔵野市分）



本市の場合、平成一六年から不燃物の搬入はゼロになり、二ツ塚へ運び込むのはエコセメント用の焼却灰だけになった(図4-2-1)。とはいえ、ここに至る過程で本市にとつて、不名誉なできごとがあったことも記録しておく。

二ツ塚へ搬入するようになった平成一〇年の五月以来数次にわたつて、不燃ごみの中に乾電池や金属類など不適切なごみが混入しているとして改善を求められてきたのである。一三年七月には初めて文書で要請書を受けた。それもきっかけの一つとなつてクリーンセンターでのプラスチック類の焼却が始まった(一五年一〇月)経緯は、この節の一の(二)で書いた。また不適切なごみ除去のため、クリーンセンター職員が手作業で金属類などを選別した話も一の(三)で紹介した。

エコセメントの製造が始まった平成一八年七月以降、処分場に投棄されるのは細かく砕かれた不燃ごみだけになった。現在(平成二二年)は二期工期分に対応しており、三期分の造成はずっと先になる。焼却灰のエコセメント化で

二ツ塚の寿命は三〇年以上延びたと見る専門家もいる。

なお、平成一〇年五月から一七年八月まで、本市の土屋市長が処分組合の責任者である「管理者」を務めた。

トラスト運動は 平成六（一九九四）年一月に始まった、二ツ塚処分場を舞台としたトラスト運動（前述）の**行政代執行で幕** 末についても触れておく。

処分場予定地の中央に住民側が取得した約四六〇平方メートルの土地は、持ち分移転や贈与の形で次々細分化され、最終的に所有者は二八二九人（一人あたり〇・一六平方メートル）に達する。周囲に柵が施され、ステージなども設けられた。処分組合では放っておけない。加入自治体の職員の応援も得て所有者と交渉するが不調に終わる。

平成七年九月、処分組合は都知事に対し、土地収用法に基づき事業認定を申請、同一二月、都は事業認定を告示した。八年三月には収用法に基づき立ち入り調査を行い、同一二月、都収用委員会にトラスト地の明け渡しを求める裁決を申請した。住民側は事業認定と収用裁決の取り消しを求めて行政訴訟を起こす。

以降一回の公開審理を経て平成一一年一〇月、都収用委員会は処分組合の主張をほぼ認め、住民側に土地明け渡しの裁決を下す。それを受けて処分組合は土地所有者への補償金の支払いを始めた。海外在住者一九人を含む全員に補償金を渡し終えたのは、翌一二年三月、この段階で土地の権利は処分組合に移った。それでも住民側は明け渡しに応じない。

同年一〇月、行政代執行が行われた。四日間を終了する（↓資料編）。トラスト運動が始まってから六年経っていた。翌一一月から造成が始まったのが、現在（平成二二年）不燃ごみが投棄されている第二期埋立地である。

谷戸沢処分場のその後

谷戸沢処分場のその後にも触れておく。

同処分場は平成一〇（一九九八）年四月で役割を終えたが、将来にわたって安全性が確認されるまで、引き続き循環組合が維持・管理に当たっている（二二年現在）。

埋立地は二二ヘクタールの階段状の草原に変わった。敷地内には平成一一年、清流復活事業として広い貯水池が出来た。一六年にはその一帯がビオトープ化され、鳥類やトンボ類、またさまざまな植物が繁茂するようになった。

循環組合では処分場の動植物の生態系への影響を見るため、操業時から生態モニタリング調査を続けており、平成一四年二月には途中経過をまとめた報告書を出した。約一三〇〇種の昆虫、一〇〇種の鳥類を確認している。

旧管理センターは処分場開設二〇周年に当たる平成一六年五月、記念館に衣替えした。また、埋立地の中央に造った（九年）グラウンドは土、日曜に限って町民に開放されている。町の「スポーツと文化の森」構想は生きているが、いまだ土地の帰属、時期などについて具体的な検討に入るには至っていない。

(三) ニツ塚処分場にエコセメント施設完成

前項で述べたように、日の出町^{ふたつづか}ニツ塚廃棄物広域処分場（以下、ニツ塚処分場と略）への可燃ごみ・不燃物の搬入は、平成一〇（一九九八）年一月から始まった。（↓資料編）

幾ら広い（約五九・一ヘクタール）といっても、多摩地区二五市一町・四〇〇万人分のごみが毎日運び込まれるのである。そう遠くない将来、満杯になるのは目に見えている。当然、次の処分場を視野に入れてのスタートだったが、もはやおいそれと次の予定地が見つかるご時世ではない。事実、谷戸沢^{やとざわ}からニツ塚への移動でも、さんざん苦労した。

ならばせめて、ごみ搬入を始めた二ツ塚処分場を少しでも長く使う方法を考えるのも一案ではないか。そこで浮上してきたのが「エコセメント」構想である。

エコセメントとは、エコロジ―とセメントを合成した通産省（現経済産業省）の造語である。廃棄物を利用して作る、セメントと同じ組成を持つ新建材で、すでに民間企業が千葉県で実用化に着手していた。

可燃物の焼却灰にはもともと、セメントに必要な成分が多く含まれている。そのまま利用するのは無理だが、多少手をかければ製品化できる。都清掃局から提案も受けていた（平成九年七月）。二ツ塚処分場を運営する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下、処分組合と略）がそれを受けて、エコセメントに向かって歩きはじめたのは、二ツ塚処分場へのごみ埋め立てが始まって早々だった。焼却灰を利用するから環境に優しい。まさにエコと呼ぶにぴったりのである。

副産物を利用する エコセメントの製造工程を紹介しておく。

資源循環型

処分場に搬入される焼却灰はトラックでそのまま受け入れピットへ運ばれる。受け入れピットは外部と遮断された建物の中にあるから、粉じんが外部に飛散する心配はない。受け入れピット内の空気も集じん脱臭装置が付いているので、悪臭が洩れることもない。

投入された焼却灰は、中に含まれている鉄やアルミ分を選別・回収した後、原料粉碎機で粉碎される。回収された鉄やアルミ類は資源としてリサイクルに回される。

粉碎した焼却灰は、石灰石や鉄原料と調合してエコセメントの原料となり、ロータリーキルンと呼ばれる焼成炉の中で撰氏約一三五〇度以上で焼成すると、セメントの基となる固まり「クリンカ」（中間製品）となる。それに石こ

うなどを加えて細かく粉碎したものがエコセメントである。

懸念されるダイオキシン類は、焼成炉の中で四〇分以上焼くと分離し、無害化される。また、焼成の際に発生する高温の排ガスは、排ガス処理棟で急速に冷却することでダイオキシン類の再合成を防止できる。また、前処理の工程や焼成の段階で発生する排ガスは集じん機を通してばいじん類を除き、脱硫設備でクリーンな状態にして煙突から排出、ばいじんに含まれている重金属類は処理・回収されて精錬所へ送られる。

製品化の流れを紹介したのはほかでもない、すでに明らかのように、エコセメントの製造工程では可能な限り資源を再活用している。製品自体が資源の再利用だし、最初に選別された鉄やアルミ類はリサイクルに回され、焼却灰から出る重金属類も精錬所に返っていく。つまり、エコセメント製造工程は徹底した資源循環型になっている。

多摩地域のリサイ 繰り返しになるが、エコセメントへの取り組みは、二ツ塚処分場のスタートとほぼ軌を一にした。翌年、事業計画に着手し、エコセメントの施設を処分場の関連施設と位置づけた。

クルの前進にも ている。同じ平成一〇（一九九八）年、処分組合内に新事業に向けたプロジェクトとほぼ軌を一にした。翌年、事業計画に着手し、エコセメントの施設を処分場の関連施設と位置づけた。

計画を知った地元住民の間に不安が広がる。ダイオキシン類の排出を恐れる声は、やがて建築差し止めを求める訴訟に発展した。それだけに処分組合側は公害対策に万全を期した。その一端は、先に書いたエコセメントの製造工程で二重三重の公害防止策が取られていることでも分かる。また平成一〇年七月～九月には外部の専門機関に委託して公害も含む念入りの実証実験を行っている。

平成一二年に入り、処分場内の北側に約四・六ヘクタールの用地を確保した。同時に、それまで一緒に埋めていた焼却灰と不燃ごみは、再処理に備えてエリア別に分けたことは前項で触れた。

同年四月にまとめた事業基本計画（↓資料編）では、事業目的として次の三点を挙げている。

①多摩地域のリサイクルの更なる推進：エコセメント技術は、長い歴史を持つセメント製造技術を応用して開発された技術であり、焼却残さなどを安全に、また製品としても安全な土木建築資材であるエコセメントに再生するマテリアルリサイクル方法である。エコセメント事業を実施し、現在埋立処分されている焼却残さなどの資源化・有効利用を図ることにより、リサイクル先進地である多摩地区の更なるリサイクルの向上に寄与する。

②最終処分場の有効利用：エコセメント事業を実施し、焼却残さなどを資源化することにより、最終処分場への負荷を軽減し、最終処分場の有効活用を図る。

③安全な埋立対策の一層の推進：エコセメント事業を実施し、埋立処分から焼却残さを除外することにより、安全な埋立対策の一層の推進に資する。

さて、エコセメント施設の運営をどうするか。討議の末、施設は組合が作り、運営は民間に任す「公設民営」方式を採ることになった。

平成一五年八月、エコセメント製造に実績のある太平洋セメントと、プラント建設を担うことになる荏原製作所の両社で設立した「東京たまエコセメント」と処分組合の間で契約が成立した。武蔵野市役所で行われた調印式で、当時の処分組合の管理者、土屋武蔵野市長は、「このままではあと一二年で（二ツ塚）処分場はいっぱいになってしまうが、この施設建設で、二〇年以上延命できる」と語り、満面に笑みを浮かべた。その時、市長の脳裏に苦い思いがよぎったはずである。

実はその一年前、市では単独で取り組んだ焼却灰の再処理をめぐる苦汁をなめていた。平成九年、焼却灰の資源

化試行事業として、ある民間企業の実証実験ブランド（茨城県）に焼却灰を提供、それを加工して有害物質が溶け出さないセメント系固形資材（製品名・ニューハード）を作り、道路や軟弱な地盤の強化に使用しようと計画した。しかし、企業側にさまざまな問題があり、頓挫した。本節一の（二）で触れたクリーンセンター運営協議会でも、実験が行われるはずの研究所を視察して懸念を示したりしたが、矢先に企業が倒産して事業は中止に追い込まれてしまった。その後、焼却灰を保管した業者から損害賠償まで求められる事態に発展したが、その経緯は省く。

市単独の事業化は成功しなかったが、組合としての取り組みは緒につき、焼却灰の処理に大きな道が開けた。

三〇〇トンの焼却灰が 平成一六（二〇〇四）年一月に着手した施設建設は、一八年五月完成した。（↓資

四三〇トンのエコセメントに 料編）

完成に合わせて処分組合は「東京たま広域資源循環組合」と名称を変更した。

同年七月、本格操業開始。二ツ塚処分場に搬入するごみの七割を占める焼却灰はまず、エコセメントの製造施設に直接搬入されるようになった。工場では一日平均三〇〇トンの焼却灰を処理、約四三〇トンのエコセメントが生産される。年産約一三万三三〇〇トン。ブランド名「たまエコセメント」。

エコセメントは普通のセメントと同等の性質を持つことがJIS規格で規定されているので、普通のセメントと同様に、幅広い用途がある。道路の舗装材、緑石、側溝といったコンクリートの二次製品に加工もできる。組合に参加している都下二五市一町のまちづくりにも生かされることになる。

市内でもすでに、吉祥寺駅周辺の中道通りや末広通りの舗装や敷石、また公園のブロック、側溝、雨水浸透ますなどに広く利用されている。

(四) し尿処理

水洗化に伴って たとえば電線類の地中化に伴って文化会館通り（市道第一六号線）から電信柱が一掃されたよう
収集量は激減 に、都市が近代化されていく中で消えていく風物がいろいろある。し尿処理に走り回っていたバ
 キュームカーもその一つである。

し尿処理は下水道の普及とうらおもての関係にある。下水道が整備されて水洗便所が増えれば、その分バキューム
 カーの出番は減り、くみ取り量は減ってゆく。

水洗化以前、バキュームカーで収集されたし尿は一旦、今の中央図書館の北側にあった中継所（吉祥寺北町四丁目）
 構内の中継槽に集められ、大型バキュームカーに積み換えて「湖南衛生組合」（武蔵村山市大南Ⅱ後述）の処理場に
 運搬・処理されていた。しかし、下水道の整備が進んでくみ取り量が減り、今期のスタートした昭和五八（一九八三）
 年九月には、中継槽が廃止され、し尿は直接、湖南の処理場へ運ばれるようになった。

市は昭和六二（一九八七）年、公共下水道一〇〇パーセントを達成した（↓第六章第五節二）。理屈のうえではく
 み取りもゼロになるはずだが、水洗化が可能になっても水洗に切り替えない家やアパートがあるため、僅かだがくみ
 取り便所は残っている。各種行事に伴って設置される仮設トイレの処理もある。

昭和四〇年代のピーク時に年間五万キロリットルを超えていたし尿処理量は、今期の始まった五八年には一九四
 五・九キロリットルまで減り、平成三（一九九一）年に五〇〇キロリットルを、さらに一一年には一〇〇キロリット
 ルを割り、以降一〇〇キロリットル前後で推移している。（↓資料編）

これを五年毎の利用者数で見ると、期初の昭和五八年が三二九九人、六三年七五五人、平成五年三二六人、一〇年一五〇人、一五年四八人となり、期末の一七年には二一世帯・三四人だけとなった。

この間、下水道の普及率が一〇〇パーセントとなった翌年の昭和六三年六月から市の所有するバキュームカーは廃止され、民間委託の一台だけになった。また、東京都が無料化したのに伴って、当市でも五四年四月に家庭のし尿処理手数料は無料になったが、全市で水洗化が可能になって一〇年を経過した平成九年四月から、再び有料になった。平成二一年現在、一か月二〇〇〇円の手数料を徴収している（収集ゼロの月は徴収しない）。

役割を終えつつある

「湖南」の処理場

し尿処理の最終施設である湖南衛生組合が当市と小金井市、村山町（今の武蔵村山市）の三自治体で設立されたのは昭和三六（一九六一）年。三八年に第一期工事が終わってし尿の搬入が始まった。四〇年に小平市と大和町（今の東大和市）が加入して現在の名称に変わった。その後、第四期工事（昭和四五年）まで行われ、消化槽四槽の処理量は最大一日あたり六〇九キロリットルまで拡張されたが、加入各自治体の下水道が整備されるのに伴い処理量はどんどん減り、この期のスタートした五八年にはすでに、最盛期の施設の五〇パーセントが休止となっていた。その後六〇年に一槽が廃止になり、平成二二年一月には処理方法の変更で消化槽自体が使われなくなった。

ちなみに平成一七年度の年間搬入量は五市合わせて二七九五キロリットルで、本市の三八七キロリットル（浄化槽洗浄分を含む）は全体の一三・八パーセントを占めるにすぎない。

七万四〇〇〇平方メートルの敷地の一部は菖蒲園（昭和四八年完成）になって一般に開放された。また西南の一画、約一五〇〇〇平方メートルは武蔵村山市に譲渡され、五八年四月、そこに鉄筋コンクリート三階建ての「大南地区学習

等供用施設」が出来た。

四 環境問題

(一) 環境に優しい市役所の車

今期の市政で大きく展開した行政分野の一つが、環境対策である。たとえば、自動車の排気ガスの問題について、本市は早くから取り組みを始めている。

電気自動車と電動スクーターの導入 市は、昭和六二（一九八七）年七月、環境庁（現環境省）指定の電気自動車第一号を導入した。大都市での公害や騒音の改善のため、電気自動車を普及するという環境庁の方針を実験的に受け入れ、全国の自治体に先駆けて実施したのである。

この電気自動車の車両は、財団法人日本電動車両協会が製作したもので、軽自動車タイプ。最高時速七〇キロだが、一回の充電に一〇時間掛かり、航続距離（一充電の走行距離）は七〇キロ。馬力が小さいのが難点だが、排気ガスはゼロで、音もほとんどしない。環境に優しい低公害車である。環境対策課の環境パトロール車として使用するとともに、電気自動車試用モニター調査を行った。平成五（一九九三）年度に、同協会二代目の電気自動車に代わったが、馬力などは相変わらず低かった。

ところが、平成八年九月、鉛蓄電池搭載の従来型バッテリーに代わり、ニッケル水素電池搭載の新型バッテリーを

備えた画期的な電気自動車「トヨタRAV4LEV」が登場した。航続距離は七〇キロから二一五キロと約三倍となり、動力性能も、出力が従来の一〇kW（キロワット）から四・五倍の四五kWと飛躍的に向上、ガソリン車と遜色ないものとなっており、「新世代電気自動車」と呼ばれた。

本体価格は、四九五万円と、同型ガソリン二〇〇〇cc車の約二・五倍だったが、市は、環境対策に取り組む姿勢を明らかにするためにも、この新世代電気自動車を率先して導入し、電気自動車の普及促進の効果を狙おうと、九年二月に一台購入した。これは、新世代電気自動車の市販一号車だった。

電気自動車を導入する一方、平成五（一九九三）年三月には、全国の自治体に先駆けて、市販の低公害電動スクーター四台を購入した（↓資料編）。一台四八万円と、普通のスクーターの一〇〜一五万円に比べて非常に高いが、排気ガスが出ず、騒音もほとんどなく、静かである。五〇ccバイクに相当し、充電器は内蔵されており、家庭用電源一〇〇ボルトのコンセントから充電するのに八時間掛かる。これら四台の電動スクーターは、環境対策課によって、市内にある約三〇〇か所の空き地の管理状況チェックに使われたり、吉祥寺図書館で事務連絡用に使われ、同年一月三日には、「TAMARAいふ21」で、デモンストレーションを行った。（↓第一章第三節五）

六年には、さらに五台を購入、計九台の電動スクーターが一年度まで使用されていたが、翌年廃車となった。しかし、一六年四月、ヤマハ発動機から、同社製の電動スクーター一〇台が市に寄贈され、再び活躍している。

低公害車の充電

環境に優しい電気自動車や電動スクーターを導入した市は、これら低公害車の充電を、環境負荷

は太陽光発電で

の少ない自然エネルギー活用で賄おうと、平成六（一九九四）年三月、市役所西庁舎の車庫棟屋上に、太陽光発電装置を設置した（↓資料編）。当時、低公害の電気自動車を導入している自治体は少なくなかつ



天然ガス仕様のごみ収集車、
パッカー車を平成12年9月から導入

だが、充電に自前の太陽光発電を利用するのは、全国で初めてだった。工事費は、約一五〇〇万円。太陽電池パネル三六枚から成る、この太陽光発電装置は、電気自動車用の「ソーラー充電スタンド」ともいうべきもので、最大出力は一・八三二kW。年間発電量は、一日の平均日照を四時間程度とする

と約一六〇〇kW。市の電気自動車と電動スクーターの消費電力は、合わせて年間約一三〇〇kWh（キロワット時）なので、十分間に合う。残った電力は、市役所内の一般電気系統に供給することにした。

実際に稼働したところ、六年度の年間発電量は約一九一〇kW、以下七年度一九二九kW、八年度一九三三kWと、予想を上回って推移した。一四

年三月には、さらに三〇kWを増設し、最大出力は三一・八kWとなり、年間発電量は、約三万kWと、飛躍的に増大した。

なお、市では、太陽光発電の市立学校への導入にも着手し、一三年度に本宿小学校、一四年度に井之頭小学校、一五年度に第四小学校に、それぞれ出力三〇kWのソーラー発電装置を据え付けた。工事費は、いずれも二五〇万円を超えたが、子どもたちの太陽熱学習に活用するのも導入の目的の一つだった。

天然ガス車も導入

電動自動車や電動スクーターのほか、市では、大

気汚染対策の一環として、平成六（一九九四）年

一一月に、窒素酸化物（NO_x）の放出の少ない天然ガス車を試験導入した。

導入された車は、東京ガスからリースした排気量二〇〇〇ccのバン。後部座席を改造して、二四リットルボンベを四本搭載し、満タンの状態で約二〇〇キロ走行できる。環境対策課で環境パトロール用として使われ、燃費、走行距離などのデータを収集した。

その結果を参考にして、市は、一二年九月、パッカー車（塵芥収集車）の買い替えに際し、天然ガス仕様のパッカー車二台を購入、作業車として使用を開始した。

（二） 活かそう、有限の資源

自動車の排気ガス問題と並び、今期の環境対策で大きく進展した分野は、廃棄物の再資源化・再利用である。

全庁で古紙再利用へ

平成元（一九八九）年五月、ごみの減量、資源問題、環境問題といった観点から、庁内のごみ、とりわけ増加の大きな原因となっている紙ごみ対策について検討する「庁内廃紙対策研究会」（座長・企画課長）が発足した。行政として社会的責任を負う立場から、増大が見込まれるオフィスの紙ごみ問題の解決に率先して取り組もうと、文書課、管財課、美化指導課、クリーンセンター、環境保全課など、ごみに関係の深い課が自主的に集まり、検討に入った。

折りしも同年七月、フランスのパリ郊外で開催された第一五回主要先進国首脳会議（通称パリ・サミット）では、地球温暖化防止や熱帯雨林保護など環境問題が主要課題の一つとして位置づけられ、「経済宣言」の三分の一が地球環境問題で占められた。また、当時、熱帯雨林保護を訴えるNGOなどから、日本は世界最大の木材輸入国（総輸入量の三分の一を輸入）であり、紙の大量消費国であると批判を浴びていた。

同研究会議は、庁内の全部のくずかごのごみを五日間集め、分析専門業者に委託、組成を分類した。その結果、これまで焼却されていたごみの約半分が再生可能な紙であると実証された（昭和六三年度に出された庁内の紙ごみは、四八・二トンで、その五二・六パーセントがリサイクル用に回収され、残りは焼却されていた）。

同研究会議は、元年一月に報告書の中で、全庁的な古紙回収体制を整え、再生紙の利用を広げるべきことを提案した。これまで、再生紙が使われていたのは庁内報（月一回五〇〇部発行、A4版四〜八ページ）だけだったが、元年度中に市は、①オフセット印刷はすべて再生紙に、②コピーは証明用を除き原則として再生紙に、③市報は可能な限り順次再生紙に、④トイレットペーパーは古紙一〇〇パーセントの物に―という四項目を実施した。

二年度からは、再生紙の利用範囲をノート、事務封筒、コンピューター用紙などにも広げた。一六年度には、庁内の再生紙使用率は九八パーセントに上るまでになった。再生紙が使えないのは、僅か二パーセント（光学文字読み取り装置にかける納税通知書など）である。

廃食用油からせっけん、 再資源化の試みとして市が実施したユニークなものに、廃食用油のリサイクルがある。**ペットボトルから事務服** 天ぶら油など家庭用の食用油は、使い終わったらボロ布などに染み込ませ、燃えるごみとして処分するのがルールだが、流しにそのまま捨てられる食用油が下水管を詰まらせ、川や海を汚濁する原因ともなっている。

そこで市は、平成三（一九九二）年九月から、コミュニティセンターなど市内一四か所を拠点として、廃食用油を回収し、せっけんの原料として再利用する事業を始めた。廃油回収業者に委託してせっけんの製造工場に運び込むというもので、回収業者への委託料は三年度一一八六万円を計上した。対象は一般家庭で、飲食店などは除いた。

六年三月までの二年七か月の間に、二万二四七五リットルの廃油を回収し、延べ一万三三七四人の市民に、廃食用油から作った再生粉せっけんを配布した。

さらに、使い終わった油も貴重な資源であることを市民に知ってもらおうと、六年六月二日、クリーンセンター内に「リサイクル体験工房」をオープンした。廃油を自分で持ち込み、せっけんづくりを体験できるミニプラントである。対象は市内在住の個人、グループ（五〜一〇人）。出来上がったせっけんは持ち帰りできるが、ほとんど一日がかりの作業（約五時間）である。数日後、せっけんが乾燥したらもう一度工房に来て、粉にする作業がある。このせっけんづくりは、六年度一〇か月間に、四九人が体験した（同工房は利用が伸びず、一・二年度をもって終了）。

森林資源の保護のため市は三年六月五日から、牛乳パック（ジュースなどの紙パックも含む）の回収も始めた。初日は、子ども連れの市民などが、回収拠点のクリーンセンターに紙パックを持ち込み、一日で一萬五〇〇枚（約五〇〇キログラム）が集まるなど、市民の関心の高さがうかがわれた。牛乳パックは、コミュニティセンターなどに回収ボックスを設置して年間約三〇トンが回収されている。

さらに六年一月一日からは、市役所、スーパー、デパートなど一六か所を拠点に、ペットボトルと発泡スチロール製トレイの回収も始まり、一七年一〇月まで続いた。ペットボトルは、年間約四〇トン、トレイは同一五トン（一二年七月から白色トレイに限っては同三トン）が回収された。ペットボトル再生の衣類製品などがまだ一般に出回っていないかった九年度に、男性職員の事務服に、ペットボトルを再生した素材を使ったブレザーを採用した。民間に先駆けての導入だった。

ペットボトルを再生したポリエステル五〇パーセント、ウール四八パーセント、ナイロン二パーセントの混紡であ

表 4—2—3 グリーン購入に関する予算と実績

年度	消耗品費・原材料費 備品購入費の予算額 (円)	グリーン購入 実績額 (円)	グリーン 購入比率 (%)
平成 8	1,176,706,000	28,175,193	2.4
9	1,079,037,000	39,191,310	3.6
10	969,507,000	36,594,272	3.8
11	844,611,000	26,162,159	3.1
12	887,629,000	48,609,612	5.5
13	948,325,000	58,216,930	6.1
14	901,810,000	70,133,871	7.8
15	718,069,839	57,197,077	8.0
16	939,666,000	76,726,280	8.2
17	818,897,000	52,033,262	6.4

〔環境保全課作成〕

グリーン購入実施に先立ち、環境に優しい製品選択の参考になるガイドを作成した。現在流通している製品の中から、文具、印刷用紙類を中心に、一五〇〇品目を指定、メーカーや製品名を明示し、職員の製品選択に役立つようにした。ガイドに掲載されていない品目については、エコマークやグリーンマーク製品を選択、印刷製本に当たっても再生紙や非木材紙を使用する方針である。グリーン購入額の比率は、導入以来年々高まっている(表 4—2—3)。

前述したように、本市は平成元年から、再生紙を購入している。これも、実質的な「グリーン購入」に当たるが、

る。当初、再生素材七〇パーセントを使ってみたが、ウール一〇〇パーセントの旧事務服に比べて重く、生地も硬かった。着心地の点で再生素材五〇パーセントに落ち着き、男性職員三六五人に支給された。一着あたり旧事務服より一二〇七円安く購入でき、約四四万円コスト削減が出来た。ペットボトル再生の衣類製各品は、その後、技術系職員の作業服、防災用毛布などにも導入した。

グリーン購入推進と

市の備品、消耗品に関しては、平成

グリーンパートナー制度

八(一九九六)年一月一日から、

環境に与える負荷ができるだけ少ない(環境に配慮した)製品を優先的に購入する、いわゆる「グリーン購入」を開始した。事業者、消費者として、職員一人ひとりが環境保全の範を示し、行動する契機とするのが目的である。

こうした早くからの取り組みが評価されて、本市は一一年五月、環境庁の外郭団体「グリーン購入ネットワーク（GPN）」の第二回グリーン大賞の優秀賞に選ばれた。自治体の表彰は、同年一緒に表彰された仙台市とともに、第一回表彰の滋賀県に次いで二番目。GPN事務局によると、全国の自治体の中でも滋賀県に次ぐ先進性と、環境への負荷が少ない商品のリスト作成、導入実績のチェックなどの具体的な取り組みが評価された。（↓資料編）

このように、市自ら環境問題に率先して取り組みながら、一五年六月には、市内の会社や商店など事業者の環境への取り組みを支援する「グリーンパートナー制度」を発足させた。

グリーンパートナーとは、環境に配慮した事業活動を行う事業者のこと。提供する製品やサービスが環境に負荷を与えないことと、それらを提供する過程でも、出来るだけ環境に負荷を与えない事業活動を指す。たとえば、小売店であれば、グリーンラベルの付いた商品を簡易包装で売り、商品の配送に低公害車を使っている事業者。対象は、株式会社か有限か、法人格があるかないか、営利か非営利かなど一切問わず、店舗、オフィス、診療所、NPOなど全て。

この制度に参加を希望する事業者は、市にグリーンパートナーの登録（登録料は無料）をし、「Iステップ」か「IIステップ」を選ぶ。Iステップは、コピー用紙に再生紙を使う、冷暖房使用を控える、簡易包装を行う、環境ボランティア活動に取り組む従業員を支援するなどのうち、事業者が最低三項目以上の目標を決めて目標達成に取り組むコース。IIステップは、環境庁（当時）が八年度に作ったプログラム「エコアクション21」に基づいて、事業者自らが「環境行動計画」を作り、計画で定めた数値目標などの達成に取り組む、より難しいコース。

登録を済ませた参加者には、参加証とステッカーが交付される。一年毎に取り組み状況を市に報告し、取り組み状況によっては、登録を取り消されることもあるが、計画を着実に実行すれば、コストの削減に役立つうえ、環境配慮

事業者の証となる。グリーンパートナー制度に参加した緑町コミセンの場合、省エネ、ごみを出さないなどの項目を目標にＩステップに取り組んだ結果、一年間に一・九トンの二酸化炭素が削減出来、一年で八万円の電気料（同コミセンの一月分の電気料にあたる）の節減となった。

後述するように、環境管理の国際規格としては、ISO14001があるが、その認証取得には膨大な労力と費用が掛かり、中小規模の事業者が取得するのは極めて困難である。だが、市が設置したグリーンパートナー制度には多くの事業者が参加できる。

市は、あらゆる機会を通じて、グリーンパートナーの存在を広く市民に紹介しており、現在、グリーンパートナー制度に参加する事業者は、二〇〇を超えている（平成二十二年八月現在）。

(三) 環境方針決定

今期の市の環境対策の最大の特徴は、「地球規模で考え、地域で行動する」という標語が示唆するように、地球環境の視点から、施策を展開したことである。

循環型社会の構築を目 市は、平成三（一九九二）年一月、環境のスペシャリスト五人で構成する「武蔵野市環境指し環境部を機構改革 境対策検討委員会」（委員長・原剛毎日新聞編集委員）を設置した。四年一月に提出された報告書「二一世紀を迎える武蔵野市の環境課題」で、地球生態系のバランスを損なわないよう、積極的に物質やエネルギーを循環させていく「循環型社会システム」（別名「リサイクル型社会システム」）の構築が急務であるとして、さまざまな提言があった。

提案の一つに「環境デザイン室（仮称）の創設」がある。従来、各部課でばらばらに行われてきた環境行政を統合し、効率化させるため、ごみ問題、リサイクル、雨水の利用、緑の保全、エネルギー問題など、環境を巡る諸問題について情報収集・分析・政策を立案する部署の設置である。これを受けて、五年四月五日、環境部の抜本的機構改革が行われた。それまで部内四課の最下位に位置づけられていた環境保全課が環境対策課と改称されて、筆頭の課に位置づけられ、課内に「環境デザイン係」が新設された。この係は、環境行政の総合的な計画策定、地球環境保全対策をはじめ、部全体の庶務まで担当する部署で、提言の「環境デザイン室」に当たる。

この機構改革で、従来、環境美化や廃棄物の再生事業などを担当していた「美化指導課」が廃止されて、ごみ処理計画の策定や廃棄物の再生・再資源化、減量などを担当する「ごみ総合対策室」（課に相当）が新設された。それまで環境部の筆頭課だった「生活環境課」（ごみの収集が主な任務）は、四課の中で三番目に位置づけられ、さらに四年四月一日の機構改革により、生活環境課自体が廃止され、ごみ収集業務などは、ごみ総合対策室の中の一係（業務係）となった。この変遷は、発生したごみを処理するというそれまでの考えから、物の生産、流通、消費、さらには最終処分までの各段階で、ごみの発生を極力抑え、再利用できるものは徹底して再利用し、総合的なごみの減量を図るという新しい考え方に転換したことを反映している。

同報告書は、参加体験型の環境学習プログラムを市民に提供すべきとも提言している。提言を受けて五年度から、環境対策課が企画し、毎年数回のプログラムを組んでいる。参加希望者は多い。自然環境の素晴らしさを再認識する八ヶ岳（山梨県高根町＝現北杜市）での自然体験、東京湾岸の変容を見て環境問題を考えるバスツアー、富士山の多彩な生態系を学ぶ富士山エコツアー、武蔵野の雑木林を残す三富新田（埼玉県三芳町と所沢市の一部）と二ツ塚処分

場（日の出町）の見学、多摩地区の樹木への大気汚染の影響と酸性雨の降雨状況調査などを実施した。

なお、前述した、市による太陽光発電の導入（平成五年度）、市民がリサイクル作業が行える「リサイクル工房」の設置（六年度）は、いずれも環境対策検討委員会の提言によるものである。

環境基本条例を制定

平成五（一九九三）年度から一六年度までを展望した市の総合計画「武蔵野市第三期基本構想・長期計画」（五年三月策定）は、地球環境を重視している。基本構想の中でも、全ての施策をエコロジーの視点を通して見つめ、快適な環境を持ったまちづくりを目指すとしている。この点は、前期に策定された一期・二期の基本構想とは際立って異なるところである。

九年三月には、「第三期長期計画第一次調整計画（平成九～一四年度）」が策定され、その中で環境基本条例、環境基本計画の策定による、環境施策の新たな基本方針づくりを進めることとされた。これに基づき、同年四月、武蔵野市の環境施策に関する市民会議（委員長・加藤三郎21世紀の環境と文明を考える会代表）が設置された。委員の構成は、加藤委員長ら学識経験者四人、市民七人（うち三人が公募）、東京電力、関東バスなど事業者四人、市環境部長の一人である。

同市民会議は、九年十一月、答申を市に提出、まちづくりの方向について、環境共生型のまち「エコシティ武蔵野」を目指すべきと提言するとともに、具体的に以下のような提案を行った。市の環境施策の指針となる環境基本計画を策定するため、市民と事業者、市の三者で環境市民会議を設けること、市は環境基本計画に基づく環境施策の成果を年次報告書にまとめ、武蔵野市民に報告する、環境市民会議は、年次報告書に基づいて環境施策の成果を検証するなどである。

この提案を受けて一〇年三月、武蔵野市環境対策市民会議（委員長・田畑貞寿千葉大学名誉教授・委員一六人）が設置され、一一年三月一九日、「武蔵野市環境基本計画―エコアップむさしの」が答申された。「エコアップ事業」の柱として、「エネルギーの使用抑制・効率的利用」「水の循環・有効利用」「緑のリメイク」「ごみ減量・再資源化」「エコライフ活動推進」の五つのプロジェクトが提案された。具体的には、電力・ガス・水道などエネルギー使用量を平成二年レベルに削減することや、雨水の活用、ごみの再資源化などについて目標値を定め、年度毎に点検することなどを盛り込んだほか、降雨時以外ほとんど水が流れていない市内の仙川に流れを取り戻し、平成一五年までにメダカがすむ川にすることなどを目標とした。市は、この答申を参考にして環境基本計画を策定することにした。

この答申があつたのと同じ日の一一年三月一九日、武蔵野市環境基本条例が制定された。この条例に基づき、同年八月一七日、市長の付属機関として「武蔵野市環境市民会議」（委員長・田畑貞寿千葉大学名誉教授・委員二〇人）が設置された。市長は環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ同環境市民会議の意見を聴かなければならないと同条例の規定に基づき、市は、同会議の意見を聴いたうえで、一一年一二月、初めての環境基本計画を定めた。その結果、一一年三月に答申された「エコアップむさしの」にはなかった指標が新たに加えられた。いずれも「エコライフ活動推進プロジェクト」に関するもので、数値目標は示さず、現時点より少しでも増やすこととして、環境NPOや環境ボランティアなどの市民活動、環境マネジメントシステム（後述）の導入など、環境に配慮した事業活動を行う事業所数、省エネルギー・省資源などの環境共生型住宅数などを挙げた。

市役所ISO14001 環境基本条例と環境基本計画の策定に努める一方、市はそれらに基づき、大規模事業者の認証取得 として市役所自らが率先して環境に配慮した活動を行っていくため、環境への負荷を低

減させる取り組みの国際規格である ISO 14001 の認証取得を目指した。

ISO 14001 とは、スイスに本部を置く国際的な非政府組織である ISO (国際標準化機構) が定めた環境マネジメントシステムの規格で、システム運用の方法として、品質管理手法の PDCA サイクルを導入しているのが特徴である。すなわち、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 点検 (Check) → 見直し (Action) というサイクルを継続することによって、環境の保全に自主的に取り組んでいくための業務管理システムである。

最初に、市の施設や事業活動が環境にどのような影響を与えているかを全ての事業について調査したあと、平成一 (一九九九) 年一〇月一日、武蔵野市環境方針を制定した。この中で、市役所の全ての事業活動において省資源・省エネルギーの推進、緑や水辺環境の保全・創出、環境学習の促進など、七つの基本方針が定められている。

次に、この方針に基づいて、緑化の推進、建築・工事を行う場合の環境への配慮、市役所で使用している電気や紙の使用量削減などの取り組みすべき活動九九項目とその目的・目標を定めた。そして、これらの環境活動を実行し、目標の達成状況について点検・評価し、見直しを行った。その間、これらの流れが間違いなく実行されるようにマニュアルを作り、全職員を対象にした研修や、内部監査なども制度化して実施した。実施した施設は、市役所本庁舎、消費者ルーム、各市政センター、障害者福祉センター、保健センター (健康課・健康開発事業団)、こどもクラブ (二か所)、桜堤児童館、武蔵境開発事務所、市民会館、図書館 (二三館) である。

一二年二～三月、民間の ISO 審査登録機関である (株) 日本環境認証機構 (JACO) の審査を受けた結果、三月二八日、前記の各施設で ISO 14001 の規格に適合していることが認証され、同日付けで登録された。東京都の区市町村では板橋区に次いで二番目、多摩地区では初めての認証取得である。

次いで、一三年三月一四日、市立小中学校全校、クリーンセンター、水道部庁舎、浄水場、給食調理場、各保育園、幼稚園もISO14001の認証を取得した。公立小中学校の認証取得は全国で初めてである。これにより、市が直接管理する施設は全てISO14001の認証を取得したことになる。

ISOは、取得後も三年毎に一回、外部機関による更新審査を受けなければならない。本市の直近の例を挙げると、一八年二月に行われた更新審査の結果は、「適合」(合格)だった。審査総括所見で、改善を期待する点として、各課独自の業務にかかわる環境改善テーマを持っている部署は三分の一程度であり、全部署でのテーマ発掘を期待するなど二点が指摘された。一方、よい点としては、全国でも珍しく、市の中心地にある庁舎に隣接してごみ焼却場(クリーンセンター)が設置されており、排ガス・排水など厳密な管理を行い、データの公開など地域との対話、国内外の見学者の受け入れなど積極的にコミュニケーションを行っていることが第一番に挙げられ、このほか、排気ガス浄化装置を付けたコミュニティバス(ムーバス)の先駆的導入、小学校の屋上における太陽光発電装置の設置などによる環境教育の推進、市立小学校全校(一二校)でのビオトープの設置なども高く評価された。

温暖化防止を市民

市は自らISOに取り組んだ後、環境市民会議に諮問して、平成一五(二〇〇三)年一二月、**・事業者呼びかけ** 地球温暖化対策として、市民や事業者にライフスタイルの転換を呼びかける「環境行動計画」の素案をまとめた。地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出する化石燃料の使用を控え、市全体の二酸化炭素排出量を平成二(一九九〇)年レベルまで減らす(武蔵野市環境基本計画)のが主な目的である。この素案に市民から募集した意見を入れるなどして、一六年三月、「地球温暖化防止のための武蔵野市環境行動計画」を定めた。

同行動計画には、市民環境行動指針として、「地球にずっと住むための心地よい暮らし方」が提案されており、た

たとえば、冬は重ね着、夏はノー上着、ノーネクタイで冷暖房の使用を控え、夏は風の冷気を、冬は日差しを室内に入れる工夫をする、遠くへ出かけるときは電車やバス、近くへ出かけるときは徒歩か自転車などでライフスタイルの見直しを求めている。

また、事業者には、事業者用の環境行動指針を示し、たとえば、給湯設備を設置・更新するときには出来るだけ太陽光システムを導入する、事務所を改修するときには出来るだけ二重窓、複層ガラスを設置することにより建物の断熱性能を向上させる、暖房は二〇度以下、冷房は二八度以上に設定する―など五七項目を挙げている。(↓資料編)

(四) 環境型住宅と施設

住宅は環境問題と密接に関係している。エアコンや給湯設備、さまざまな家電製品の使用による家庭用エネルギー消費量の増大、住宅に使われる建材や薬剤(塗料や接着剤)など有機化学物質による健康障害、いわゆるシックハウスの症候群の問題など。こうした状況のもと、平成一〇(一九九八)年六月、若手市職員によるプロジェクト「環境型住宅研究会」が結成され、環境に配慮した新時代の住宅の研究に着手した。

住まいの「つくり手」と「住まい」環境型住宅研究会は、「省エネ住宅」、「免震住宅」、「健康住宅」をキーワード「手」が協働する「えこらぼ家楽塾」にして、一〇か月にわたり綿密な検討を行ったうえ、平成一一(一九九九)年三月、報告書をまとめ、行政が取り組むべき施策の方向性を示した。

一例を挙げると、同報告書は、環境に配慮した住宅づくりを促進するためには、市民に対する情報提供が極めて重要であり、市民、事業者、市が適切な役割分担のもと、それぞれの役割を果たすだけでなく、協働で取り組むことが

必要だとした。これを受けた市は、取り組みの具体化を検討した結果、一二年六月一日、「エコライフモニター」と「住まいのアドバイザー」という二つの制度を発足させた。「エコライフモニター」は、一般市民が対象で、活動内容は、環境講座や森林見学会、太陽光発電の体験講習会などに参加し、レポートをまとめたり、環境家計簿を記入したり、環境配慮の住まいづくりに関する意見や提言を行うこと。一方、「住まいのアドバイザー」は、住宅関連の技術者・専門家・事業者が対象で、それぞれの専門的立場から、市民（エコライフモニター）にアドバイスしたり支援したりするなどして、共に環境配慮の住まいづくりを考えるのが仕事。いずれも募集人員は二〇人、任期は二年。

募集したところ、「エコライフモニター」には定員を上回る二三人が応募、すべて受け入れられた。一方、「住まいのアドバイザー」には建築士ら専門家一八人が応募、両者は二年間にわたり、延べ二〇回の会議・体験講習会などを開き、環境に配慮したあり方を議論した。

この制度は、一四年五月三一日に終了したが、終了後も「住まいのアドバイザー」が中心となり、一般市民向けに、年五回の講座を開くことを決めた。「住まい手」と「つくり手」が顔の見える関係を取り戻し、力を合わせて取り組もうというもの。講座名は、「エコ（環境）」とコラボレーション（協働）で家づくりを楽しむ市民塾」で、略称「えこらほ家楽塾」。その第一回講座が、六月一五日に武蔵野商工会館で開かれ、定員四〇人のところ、七〇人が参加した。「えこらほ家楽塾」は、毎回さまざまな視点から、エコ住宅を考える講座を実施、一七年度まで四年間続いた。講座は通算一九回に及び、延べ九六三人の市民が受講した。参加した市民は、住まいづくりのさまざまなヒントを得たようである。講座開講時に新築を計画していた関前在住のある夫妻は、第一回目から参加、家を広く感じさせるための部屋の色づかいから、採光や上手な風の入れ方などまで、漫然とお金をかけなくても、ちよつとした工夫で環境に

も自分たちにも快適な住まいになることに気づいたのは大きな収穫だったという。住宅の西側に網をかけてツル科の植物、ニガウリなどを初夏に植えておくと夏の日差しが強い頃には緑のカーテンになると学んだ夫妻は、早速新築に際して実践、日差しもやわらぐし、見た目にも涼しく、ニガウリも収穫できて、一石三鳥と評価した。

住宅用太陽光発電設備設置費助成 市は、環境にやさしい自然エネルギーに対する市民の意識を高め、環境負荷の

とエコライフ体験機器貸し出し 少ない住まいづくりを推進するため、平成一四（二〇〇二）年度に、二つの新

事業を始めた。一つは、四月一五日にスタートした住宅用太陽光発電設備設置費助成制度。市内で太陽光発電設備（ソーラーシステム）を新たに設置する住宅の所有者に、費用の一部を助成する制度で、助成金は太陽電池の出力一kWあたり一〇万円で、四〇万円が限度。助成対象となるのは、設備付きの住宅を新築する場合や、設備付きの建て売り住宅を購入する場合のほか、設備を購入して既存の住宅に設置する場合で、分譲マンションも対象となる。

一四年度は当初予算で四〇〇万円を計上したところ、予想をはるかに超える申し込みがあり、結局三〇件に計一〇一〇万円を助成した。一七年度までの四年間の助成件数は一〇〇件、助成金額合計は三一五六万五〇〇〇円に上った。

もう一つの新事業は七月一日に開始したエコライフ体験機器の無料貸し出し（↓資料編）である。貸し出す機器は、庭やベランダに置いて発電できる太陽電池パネル、通称「おひさま発電キット」（高さ約一・六メートル、重さ約八〇キロ）四台、月単位の使用電力や電気代を測定できる「電気節約表示器」四台、電気機器の待機電力量や二酸化炭素排出量をチェックできる「省エネ性能測定器」二台。市はこれらの機材を約一二〇万円で購入した。

これらエコライフ体験機器のうち太陽光発電はとりわけ人気が高く、貸し出しの受け付けを開始すると、あっという間に借り手が付いた。一五年度には、太陽電池パネルを六台に増やしたが、受け付け開始後二時間で枠が満杯とな

り、四人がキャンセル待ちを希望、一〇数人には断念してもらうほどで、一六年度には一〇台を増やした。一六年度から雨水貯留タンク五台の貸し出しも始めたところ、これも好評で体験希望者が多く、抽選で五件を選んでいる。省エネや環境問題に対する市民の関心の高さの表れである。

議論沸騰の「脱冷房 平成一三(二〇〇一)年度に、市立保育園九園のうち、境保育園を除く八園の乳幼児(〇)

・涼環境」保育園 二歳)室に冷暖房機が設置された(九年四月に移転・新築されたばかりの境保育園だけは、

全館冷暖房完備で開園していた)。近年猛暑が続くので、園児の熱中症が心配だから保育園にもクーラーを設置してほしいという保護者の要望にこたえた。しかし、市は、八園の三〜五歳児の部屋には、あえて冷房装置を設置しなかった。当時、体温調節の機能を育てるうえで、幼児期に汗をかくことが非常に大事であることが指摘されていたからだった。乳児はともかく、三〜五歳といえ、体力も付き、活発に動き回る時期だから、冷房の部屋に閉じ籠もっていないで、園庭やプールで遊んだ方が元気な子に育つとの考えからだ。冷房に頼らず、よしずを張ったり、打ち水をして涼しい環境を作ること、「冷房」より、環境にもよい「涼環境」を—との方針を立てた。これに対し、保護者たちの間から、さまざまな意見があった。「自宅でも冷房を入れていないので、保育園でもそうしてほしい」という声がある一方、「光化学スモッグが出るような時に室内を締め切っていると、蒸し風呂状態になり、園児のからだに悪い」と冷房設置を望む意見もあった。

このため、市では、三歳児以上の保育室に冷房を設置しないという方針のままでもいいのかどうか、保護者や一般市民に問いかけてみると、一四年一〇月一日から一か月間、電子会議室をインターネット上に開設、意見を募った。反響は大きく、この電子会議室へのアクセスは一か月間に一万五〇〇〇件を超え、一二九件に及ぶ意見が寄せられた。

意見の大半は冷房賛成で、「子どもの健康が心配」というものがほとんどだった。しかし、「冷房がないと子どもたちの体調が悪くなる」というのは過保護。過度な冷房はかえってからだに悪い」、「暑さに耐える強い子どもにしていかなければならない」といった冷房反対の意見も少数ながらあった。

電子会議室を開設する一方で、市は一月二五日、教育生理学者、小児科医、環境共生住宅の専門家などから成る「公立保育園に『涼』環境を創出するモデル改修プラン検討委員会」（委員長・正木健雄日本体育大学名誉教授）を設置した。子どもの発達、とりわけ体温調節機能の発達支援と、地球温暖化など保育を取り巻く環境の変化という二つの課題を、単に冷房装置のみに依存する方法ではなく、自然エネルギーの活用や保育のかかわりを工夫することで両立させ、効果的な涼環境を創出するための保育園改修プランを、同委員会に約六か月にわたって検討してもらった。

一五年四月に提出された報告書をもとに、南保育園をモデル園に選び、六月に入ると早速涼環境のための改修工事に着手、日差しの強い同園の南側を中心に一七か所に日除けを設置、七月中旬に完成させた。熱吸収率や園児の心理的影響を配慮して、表面は濃い青色、裏面は目にも涼しさを感じられる水色とした。また、タイマー式換気設備を深夜の六時間稼働させ、深夜の涼しい空気を室内に取り込み、前日までの温まった空気と入れ替える「夜間換気」を施した。屋根には、摂氏約一七度の井戸水を散水し、屋根面の温度を下げる方式を採った。庭には、園児が水に触れ、水に親しめるように、深さ二〇メートルから井戸水をくみ上げる手回しポンプを設置した。この改修工事に二二〇〇万円掛かったが、クーラーなら約三分の一で済む。経費から見れば、クーラーを入れたほうがずっと安いわけだが、どちらが子どものためにいいのかを考えると、金の問題ではないというのが市の考え方だった。

問題は効果である。この年一二月九日の市議会文教委員会で、南保育園モデル事業の報告があった。それによると

屋根散水や夜間換気、日除けの設置などにより、同園の平均気温は七月が四〜五度、八月が二〜三度、室温が低くなった。なお、この年は冷夏（平年比で〇・八度低い）だったが、それを補正しても平均二・七度ほど下がったわけである。市は「効果があつた」とした。冷夏では参考にならないと、市の評価に納得しない保護者も少なくなかったが、一六年度には、東保育園と境南保育園でも涼環境改修工事が行われ、その後、他の保育園も順次、同様の工事が行われた。

「脱冷房・涼環境の保育園」は、全国的にも注目され、一四〜一七年に、新聞、雑誌、テレビ、ラジオで盛んに取り上げられた。本市が問題提起した意義は大きい。（↓資料編）

今期、反響を呼んだ涼環境創出事業を紹介したが、クーラー設置を望む保護者の声は、なお極めて根強かった。結局、二〇〜二二年度に掛けて、市は全ての市立保育園を全館冷房とした。

「武蔵野打ち

市立保育園の涼環境創出事業に取り組む一方で、市は、エアコンに頼りすぎないライフスタイルを市民に推奨しようと、平成一六（二〇〇四）年八月一八〜二五日、「武蔵野打ち水大作戦」を実施

した。庶民の生活の知恵であつた打ち水で涼環境を呼び起こそうというもので、市役所本庁舎周辺をはじめ、保育園、学校、公園などで、市民も参加してプールの水、水槽などの残り水、小川や池の水、たまり水など、飲用に適さない生活雑排水や自然水をバケツ、手桶、柄杓などを使って打ち水作戦を展開した。また、一般家庭でも、市の呼びかけに応え、省資源の観点から水道水を直接散水しないで、風呂の残り水や洗濯のすすぎ水などを使って打ち水した。

公共施設での打ち水作戦には、延べ七六三人が参加、一四万二〇四五リットルの水が使用された。実施効果を測定したところ、打ち水をした場所では、約二度の温度低下が見られた。

この「武蔵野打ち水大作戦」は、以降毎夏、行われている。

